

自分らしく輝いて

～第二次国立市子ども総合計画～

2011年(平成23年)3月

国立市

はじめに

「孤育ち」「孤育て」などという言葉がマスコミによって流されています。「孤立無援」で子育て、子育てが行われている現代の社会状況を映しだしている大変残念な言葉です。本来子どもは「社会の宝」といわれるように、社会全体で見守り、育てていかなければならない存在です。

しかし、現在の子ども達を取り巻く環境と状況を考えますと、家族と触れ合う時間が少なくなっている社会状況や、他者との関わりを持つことが希薄になってきている生活環境のなかで、親も子どもも孤立化してしまうという状況に陥っています。

子ども達一人ひとりが自立して社会の一員となるためには、多くの人たちの支援や応援が不可欠であり、子どもが「個」として成長し自立していく、それを支援する「個立有援」社会の実現が必要であると考えます。「個立有援」社会の実現には、子どもを一人の人間として、一人の人格ある社会人として捉え、社会全体で子どもの成長を助け支えていこうとする姿勢が必要です。親や兄弟、友人、先生や周囲の大人、そのような人々が支え、育んでいく過程において、子どもが自立した一人の人間として成長できると思います。

そのような姿勢を具体的に現すものとして「子どもの権利条約」があります。子どもの権利を尊重しつつ育んでいくこの条約を日本は批准していますが、各自治体においても条例化が必要です。自治体が条例化することによって、子どもの自立は、社会全体の責務として具体的な施策を展開していくことができるようになります。従来 of 国立市の子ども総合計画でも、そのことが謳われていましたが、条例化には至りませんでした。第二次子ども総合計画では、まずそのことが議論され、さらなる子ども施策の展開へと進んだと認識しています。

第二次子ども総合計画が、豊かな子育て、子育てのよき道しるべとなり、「個立有援」社会の実現に至ることを祈念して、巻頭のあいさつとさせていただきます。

2011年(平成23年)3月

国立市長 関口 博

はじめに

第1期子ども総合計画は2003年につくられたものです。この間中間年である2006年に一度事業の評価と見直しをしています。残念ながらこのとき示された答申への市の取り組みが不十分であり、ほとんど実現できていないという状態からの取り組みでした。しかも今回は次世代育成支援対策行動計画後期計画を前年につくるという時期と重なったことから、調査は2010年度の次世代育成支援対策行動計画策定に合わせて行い、それを踏まえて子ども総合計画を策定するという順序にしました。

ですから、今回の子ども総合計画審議会の活動の中心は、どうしたら、次世代育成支援対策行動計画の調査結果に表れている子どもたちや子育て家庭が抱える問題を、行政や市民の力を合わせて国立で克服する取り組みとして実現できるのかということの議論とそのための担当課との意見交換を中心としました。

今回も、団体推薦や公募により参加してくださった各委員が、それぞれの興味関心ある事業について、実際を見学し、利用者や施策事業の担当者に直接ヒアリングを行うなど個別に追加調査を行って、再評価する活動をすることにしました。審議会では、各委員がその実態及び課題等について報告しあい、意見交換をするというかたちで評価を進めてきました。また、審議会では、特に実現を促すために、今回の事業では、これまで全く取り組まれてこなかった事業の「継続」はあり得ないことを担当者と共有し、実現に向けて何らかの見通しをつけてもらうことを確認して、厳しくその実現のためには何が不足しているのかということを検討していきました。

委員の方には、子どもや保護者の課題を共有した上で、市内の現場に出向き、利用者や担当者のヒアリングを踏まえて、施策への取り組み方を整理していただいた上で、コメントを書いてもらいました。そうした手順で文字化されたものをもとに審議会と行政の間で、計画の理念と合わせて何がどのように課題なのかということ整理し、具体化のための方策を探りました。

子どもの暮らしは、大人の生活と地域環境に大きく影響を受けながら、いっそう深刻な状況になっています。その状況への対応を、国から急速に役割を委ねられている市は、限られた予算と人手で最大の効果を挙げる施策を求められています。

今回のキーワードは連携、ネットワークです。行政内部で、行政と市民で、市民相互でまだまだお互いの問題や支援課題が共有できていません。そのことがこんなに小さな自治体であるにもかかわらず、支援がつながらず、本当に必要としている人にサービスは届かなかつたり、せっかくどこかの支援につながったにもかかわらず、支援のネットワークができていないために、ワンストップサービスになっていかないのです。

どうしたら国立の子どもたち一人ひとりがその子らしく輝く暮らしできるのかということ審

議会の委員も一緒になって考え、この計画の実現に向けて力を合わせていきたいと思います。

市の職員だけでできるものではない、そうした意識こそが問われなくてはならないということがこの会の中で委員の方々が繰り返し言われたことでした。

子どもの権利というのは、実はこうした日常の大人と子どもとのかかわりの中で培われ、それを市内でゆるぎないものに作り上げていく中で、法律化が進んでいくものです。

評価や話し合いだけでは何も変わりません。この計画を市民みなさんと行政の力を合わせて一つでも実現していきましょう。

2011年(平成23年)3月

子ども総合計画審議会会長

東洋大学社会学部社会福祉学科教授

森 田 明 美

国立市の概要

国立市は、東京都の中央部にあって、東は府中市、西は立川市、北は国分寺市、南は多摩川をはさんで日野市と接しています。

土地は、地形上、北部の立川段丘から、南に向かって青柳段丘、水田地帯の3つに分けられます。面積は8.15平方キロメートル、東西2.3キロメートル、南北3.7キロメートルとなっています。JR国立駅から南へ真っすぐ伸びる大学通りは幅が約44メートルもあり、まちのメインストリートです。大正から昭和のはじめにかけての開発当時は、飛行機の滑走路にも使われていました。現在、その道の両側のグリーンベルトには、桜といちょうが交互に植えられ、春には桜の花びらのカーテンがまちをピンク色に染めて、秋にはいちょうの葉が黄金色の輝きを放ちます。この景色は新東京百景にも選ばれ、「くにたち」の象徴となっています

大学通りを南に下ると、緑あふれる南部の田園地帯が広がります。そこには「ハケ」と呼ばれる段丘崖線が連なり、ハケの下には湧き水が流れ、そのまわりをとりまく自然は、四季折々の美しさで、訪れる人を和ませてくれます。

このような二面性の魅力が、8.15平方キロメートルのコンパクトな空間に調和しています。



目 次

第一章 計画の策定にあたって

- 1. 計画の基本理念及び基本方針…………… 1
- 2. 計画の概要 …………… 3

第二章 計画の推進体制

- 1. 計画の推進体制の確立 …………… 7
- 2. 市組織体制の確立及びNPO等とのパートナーシップ …………… 7
- 3. 財政基盤の確立 …………… 7

第三章 施策

- 1. 計画の体系 …………… 11
- 2. 重点施策 …………… 12
- 3. 施策一覧 …………… 34
- 4. 施策項目一覧 …………… 37

第四章 計画策定の経過

- 1. 国立市子ども総合計画審議会の活動 …………… 51
- 2. 子ども調査隊の活動 …………… 59
- 3. 次世代育成支援対策行動計画（後期計画）の目標事業量 …………… 61
- 4. 計画の策定に携わって(審議会委員感想)…………… 63

第五章 子どもと子育てをめぐる環境の現状

- 1. 統計データ …………… 69

第六章 子どもの権利条約

- 1. 子どもの権利条約（ユニセフ協会抄訳）…………… 77

第一章 計画の策定にあたって

1. 計画の基本理念及び基本方針

(1) 計画の基本理念

子どもたちのキラキラと輝く瞳と明るく元気な笑顔がいつも広がるまち、わたしの可能性を豊かに育てるまち、子どももおとなもわたしらしく伸び伸びと暮らせるまち、国立を創造します。すべての子どもが夢を育てながら成長し、おとなになって、さらに次の世代を担う子どもたちの夢を育ていけることを大切にします。

子どもの誕生が喜びをもって迎えられとともに、子どもたちが一人ひとりの市民として地域の中でも成長が見守られ、家庭の中で家族みんなが、成長していく充実感と幸福感をもって子育てができることも大切にします。そして、ゆったりと、安全で、安心して、わたしらしい子育てができる環境を市民参加型でつくります。

① わたしらしい育ち

すべての子どもにとって、親や地域の人や行政に見守られながら、わたしらしい育ちができることが大切です。

子どもが自分らしく生きる権利をうたった「子どもの権利条約」を遵守し、一人ひとりが大切にされ、伸びやかに成長できることを目指します。

② わたしらしい子育て

あふれる情報と多様な価値観の中での子育ては、迷ったり悩んだり不安を感じたり連続です。そうした中で、一人ひとりの親が自信を持ち、男女が協力し合って子育てができるように支援します。

③ わたしとわたしとのつながり

一人ひとりの子どもがわたしらしく育ち、わたしらしく育てられるように願っています。こんな子どもとおとなのそれぞれが地域で互いにつながり、支え合い、ともに協力し合って豊かな人間関係が築けるよう支援します。

④ 安全で安心できる暮らし

子どもにとってもおとなにとっても、日々安全に暮らせることが一番の願いです。市民と行政が協力して、安心できる暮らしづくりをめざします。

(2) 計画の基本方針

① 子ども参加の推進

子どもたちの声や要望を地域づくりに生かせるように、子どもの地域づくり参加を進めます。子どもの要望を受けとめ、子どもの視点に立って、子どもが「行ってみたい」「利用したい」場を作るとともに、主体的に参加できるしくみを提案します。

② おとなになることを支える

家庭生活、社会生活の中でおとなとしての責任を果たしていくことが大変難しい時代です。そうした時代に、子どもからおとなになっていくための知恵や技術を学ぶ経験を積み重ねていく機会をつくります。

③ 子育てのネットワークをつくる

子どもたちの育ちや子育ては一人だけ、一家族だけではできません。国立市に住んでよかった、住みつづけたいと思えるように、子育て家庭が互いに支えあう子育て支援のしくみ・ネットワークをつくります。

④ 子どもと子育て家庭を地域全体で支える

子育ては、わたしたちの社会や未来を引き継ぐ大切な営みです。国立の子どもたちが最善の環境で育ち、よりよい未来を受け継ぐことができるように、市民全体で地域環境づくりと子育て・子育て文化を創造します。

2. 計画の概要

(1) 計画の対象

本計画の対象は、国立市在住の0歳～18歳の子どもといたします。

(2) 計画の期間

「国立市総合基本計画」との整合性を図るため、計画の期間は平成23年度(2011年度)から平成27年度(2015年度)までの5年間とします。



第二章 計画の推進体制

1. 計画の推進体制の確立

本計画を推進していくため、市民、学識経験者、関連機関で構成する国立市子ども総合計画審議会を中心として、計画の進捗状況の把握、課題、問題点の検討、見直し等の提案等をおこなうよう努めます。推進と評価にあたっては、当事者である子どもの意見や提案を聞く場を設けます。庁内の子ども関連の部署で構成する国立市子ども総合計画推進会議において各課との調整・連携を図ります。

また、計画に基づく関係機関等との協議及び具体的措置は、既存の協議機関や各種団体等との協議を通じて行っていきます。

2. 市組織体制の確立及びNPO等とのパートナーシップ

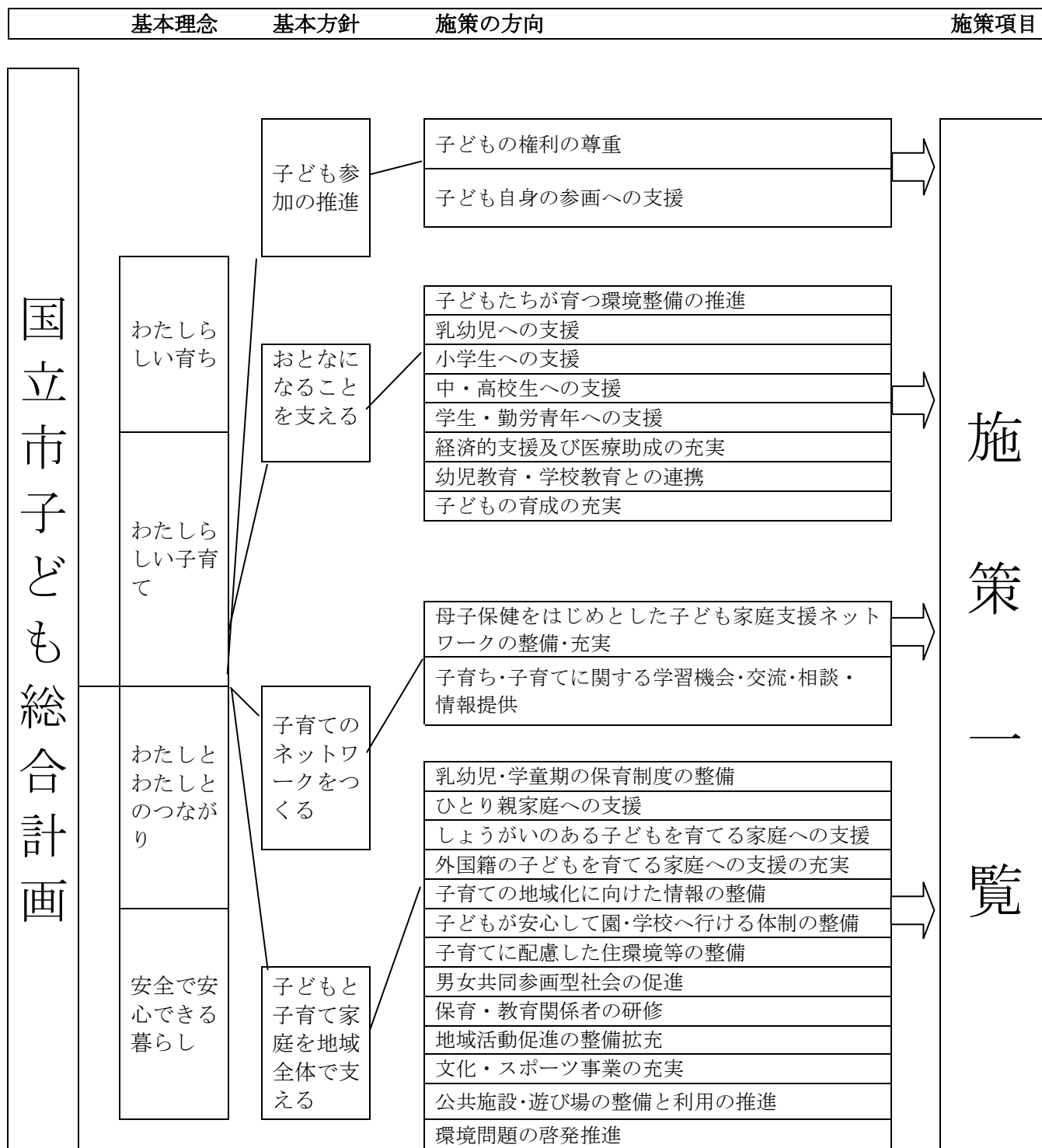
良好な子育て環境を作っていくためには、地域社会の多様な人々が関わり、地域全体で子育てを支援するという意識を持ち、行政の推進体制とともに、家庭、学校、地域、NPO、ボランティア団体等などが連携・協力して取り組むことが大切です。個々の施策はそれぞれの担当部局が責任をもって推進することはもとより、地域ぐるみで子育てを応援していけるよう子育てを取り巻く環境を整備し推進していきます。

3. 財政基盤の確立

子育て支援事業の展開のために、限りある財源の中、地域施設や民間の施設など既存の施設の有効活用を図っていきます。また、市民や地域団体の保持している能力など、これまでに蓄積されてきた地域の社会資源を活用しながら、効果的な施策事業の展開を進めていきます。

第三章 施策

1. 計画の体系



2. 重点施策

(1) 子どもの権利に関する条例の検討(継続) <担当部課：子ども家庭部 子育て支援課>

<要旨>

子どもの最善の利益を地域で実現するための基盤となる「子どもの権利に関する条例」の制定を目指し、市民、特に子どもの参加を得た検討委員会の設置を検討します。

<内容>

第一次子ども総合計画において、「子ども参加の推進」の中で「子どもの権利の尊重」を掲げ、「子どもの権利に関する条例」の検討委員会を、市民参加、特に子ども参加をふまえて平成15～17年度を目処に設置検討するとしていましたが、具体的な事業進捗はありませんでした。

市民等を対象とした「子どもの権利」に関する啓発活動を続けながら、市民の理解を深め、検討委員会の設置に取り組んでいきます。

<現状と課題>

平成15～17年度に取り組む目標の計画となっていました。検討委員会の設置検討に至っていません。平成21年度の取り組みとして、「子どもの権利条例」啓発のため、ユニセフ活動を中心にパネルの展示や子ども向けのビデオ上映を行いました。平成22年度は5月に「くにたちこどもまつり」で、こどもホームページスタッフによるユニセフパネルを使ってのゲームを実施しました。10月には市職員向けの「子どもの権利に関する研修」を実施しました。

<今後の取り組み>

検討委員会は、広く「子どもの権利を考える場」であり、まちは、大人は「どのように」子どもの育ちをサポートしていくべきなのかを「考える場」とします。

「子どもの権利」は目に見えるサービスというより、子ども総合計画の「理念」にあたる部分です。啓発活動を継続し、市民の理解を深め、市民参加・子ども参加による検討委員会の設置を検討します。

<スケジュール>

平成 23 (2011) 年度	24 (2012) 年度	25 (2013) 年度	26 (2014) 年度	27 (2015) 年度
← 普及・啓発 →			検討委員会準備	検討委員会設置

(2) 子どもオンブズパーソン制度の検討(継続) <担当部課：子ども家庭部 子育て支援課>

<要旨>

子どもの権利擁護の視点から子どもたちの安心・安全な生活を保障することを目的に、相談・救済・回復のための専門機関である子どもオンブズパーソン制度の導入を検討します。

<内容>

子どもの権利擁護の立場で、子どもたちが日々安心して安全に暮らせることを保障するため、子どもが問題に直面し権利が侵害された時の相談・救済・回復活動を行う子どもオンブズパーソンを第三者機関として設置することを検討します。

<現状と課題>

第一次子ども総合計画では平成18～22年度に取り組む目標となっていました。具体的な事業進捗はありませんでした。

「子どもの権利」というものが広く市民に認識されることが、子どもオンブズパーソン制度の導入を検討する上でまず必要と考え、広報紙やホームページなどを活用し、子どもの権利擁護のための啓発活動の充実に努める必要があります。また、子どもが参加する行事や機会をとらえ、子ども達に対しても子どもの権利条約等の啓発活動の充実に図っていきます。

<今後の取り組み>

「重点施策1. 子どもの権利に関する条例の検討」とともに、子どもオンブズパーソン制度の調査・研究を行い、導入を検討していきます。

<スケジュール>

平成 23(2011)年度	24(2012)年度	25(2013)年度	26(2014)年度	27(2015)年度
← 普及・啓発・調査研究 →			検討委員会準備	検討委員会設置

(3) 子ども関連施策に関する評価制度の検討(継続)

〈担当部課：子ども家庭部 子育て支援課〉

〈要旨〉

国立市で展開する子どもと子育て家庭に関する制度や事業について、計画と照らし合わせて定期的な評価をおこない、質を向上させるため、市民と子どもによる第三者機関の設置を検討します。

〈内容〉

子どもと子育て家庭に関する制度や事業が計画通りに実施されているかについて、継続的に評価点検を行う制度を検討していきます。また、可能な限り子どもの意見を取り入れ、子どもの視点からの評価点検がされる仕組みも合わせて検討していきます。

〈現状と課題〉

現在、市で展開する子どもと子育て家庭に関する制度や事業について、その計画と照らし合わせて評価を行っている機関としては「子ども総合計画審議会」があり、現在の審議会委員中8名は市民です。この審議会は常に設置されているものではなく、またメンバーの中にサービスの最大の受益者である子どもは含まれていません。また、審議会委員も2年任期でそのほとんどが入れ替わるため、評価作業を一からやり直すこととなります。

また、第三者機関を設置することにより「子どもの居場所」等の長期的な課題について、より継続的に粘り強く取り組むことが期待されるとともに、「子どもや市民の視点」を更に重視し、実効的な利用されやすい制度や事業の構築も期待できます。

〈今後の取り組み〉

子ども総合計画の質の更なる向上を目指し、計画の評価を定期的に行うための市民と子どもによる第三者機関の設置を検討します。

〈スケジュール〉

平成 23(2011)年度	24(2012)年度	25(2013)年度	26(2014)年度	27(2015)年度
検討	← 実施 →			

(4) 子どもの成長発達段階に応じた遊び場・居場所づくり拡充の検討(継続)

〈担当部課：生活環境部 環境保全課 市民協働推進課、子ども家庭部 子育て支援課〉

〈要旨〉

既存施設を最大限に活用して、子どもの年齢や成長発達段階に応じた遊び場や居場所を整備し、子どもの健やかな成長を支えます。

〈内容〉

① 簡易スポーツ施設の設置検討

既存施設や新たに創出される用地を活用した、ミニバスケットボールコート、フットサルコートやスケートボード場等の施設設置について、子ども参加により検討します。

② 子ども宿泊施設の確保検討

子どもたちが集い、主体的に活動し、交流することができる宿泊施設の確保を検討します。

③ 子どもによる公共施設利用促進の検討

子どもが地域で主体的に集まり活動できる居場所となるよう、公共施設利用ルールの見直しを検討します。

〈現状と課題〉

子ども達が気兼ねなくおもいっきり遊べる居場所があれば、子ども達の豊かな心をいっそう育むことができます。こころの豊かさは、多くの人とのふれあいから生まれ、子ども達とのふれあいを通して大人たちも交流を深めることができ、人を育む地域の再生にもつながります。

学校の放課後や週末に、子ども達に対して遊びや活動の場を提供したり、小学校の教室などを活用して学習やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動などを行うことによって、学校の授業では学べないことを子ども達は経験しています。

友達との遊びは集団社会性の感覚や想像する力などを身につけ、ストレスを開放する癒しとしての役割も担っています。

① 現在、子どもたちが簡易的なスポーツができる専用に区画された場所や設備はなく、他の利用者や近隣住民への配慮からボールなどを使用した遊びを禁止している場合が多い状況です。

② 現在、子どもたちが宿泊しながら活動できる施設はありません。

③ 現在、地域コミュニティ施設は指定管理者が管理しています。市が直営で管理している有料施設の北市民プラザ及び南市民プラザは、子どもたちにロビーを無料で開放しており、放課後等には子どもたちが多く利用しています。

〈今後の取り組み〉

① 簡易的なスポーツ設備を含め、多機能に活用できる公園への再整備に向け、事業実施に適した場所の確保と財源の確保の手法について検討していきます。

② 新たに施設を建設することは困難ですので、市内だけに限定せず、民間施設を含めた既存施設の利活用を検討していきます。

③ クラブ活動やサークル活動等の際に子どもたちが主体的に地域コミュニティ施設等の利用をしている自治体の状況を調査し、利用ルールの見直しを検討していきます。

<スケジュール>

平成 23(2011)年度	24(2012)年度	25(2013)年度	26(2014)年度	27(2015)年度
① 調査・検討	設計	← 実施 →		
② 調査・検討	調査・検討	試行	← 実施 →	
③ 調査・検討	調査・検討	試行	← 実施 →	

(5)放課後遊び場事業の拡充(継続) <担当部課：教育委員会 生涯学習課>

<要旨>

市立小学校の全校において実施している放課後子ども教室推進事業・愛称「ほうかごキッズ」について、実施頻度や内容を拡充し、子ども達にとって更に安全・安心な放課後の居場所づくりを目指します。

<内容>

市では平成20年度から国の「放課後子ども教室推進事業」を愛称「ほうかごキッズ」として実施しています。児童が通学している市立小学校において、放課後下校せずにそのまま校庭、体育館、教室を使用し、安全・安心な居場所を展開する事業です。

<現状と課題>

近年、全国的に子どもが犠牲となる犯罪や凶悪事件が相次いで発生しています。また、子どもを取り巻く家庭環境や地域環境が変化し、放課後等の子どもたちの安全・安心な遊び場や居場所を確保する必要が高まっています。このことを受け、国が地域の参画を得た「放課後子どもプラン」をスタートさせ、市でも事業展開を開始しました。

各校週2回の実施で、土日祝日・長期休業中は未実施となっています。人員配置は各校に1人のコーディネーターと5人の安全管理員という体制です。平成20年度は4校での実施でしたが、平成21年度には全8校へ拡大しました。

1校当たりの年間平均実施回数は平成20年度は65回、平成21年度は57回となっています。参加児童数の平均は、平成20年度121人、平成21年度81人です。ほうかごキッズの時間を利用し、学習の支援や遊びの指導をする「学習アドバイザー」の派遣は、全校合計で平成20年度18回、平成21年度47回です。

学習アドバイザーの派遣についてはまだプログラムが少ないため、今後市民へ働きかけ確保することが必要です。校庭の活動は季節や天候の影響を受けやすいため、通年体育館や教室を使用できるようにする必要があります。

市立小学校8校のうち4校で本事業と同時刻に学童保育事業が実施されているため、両事業の一層の連携が必要です。

また、学校と保護者による独自の放課後遊び場事業を実施している小学校があります。この事業との連携や他の小学校への拡大検討も必要です。

<今後の取り組み>

実施回数の拡大、天候に影響を受けない活動の場の確保、学習アドバイザー活動の充実を目指します。

<スケジュール>

平成 23(2011)年度	24(2012)年度	25(2013)年度	26(2014)年度	27(2015)年度
週3日実施	週4日実施	週5日実施	← 継続 →	

(6)冒険遊び場（プレーパーク）の常設化の検討(継続)

〈担当部課：子ども家庭部 子育て支援課〉

〈要旨〉

子どもたちが本来持っている力を引き出すことができる屋外の遊び場である「冒険遊び場(プレーパーク)」の常設化を検討します。

〈内容〉

現在、「禁止事項は極力無くし、自分の責任で自由に遊ぶ」が基本の冒険遊び場(プレーパーク)事業を、児童館と市民組織の「くにたち冒険遊び場をつくる会」との連携で毎月1回1日だけ実施していますが、今後は場所を固定し、常設化させることを検討します。また、プレーパークの運営には専門職のプレーリーダーの存在が欠かせないため、担い手となる市民の方々にプレーリーダー養成活動を展開し、子どもの主体的な遊びを支える環境づくりを目指します。

〈現状と課題〉

平成15年に「プレーリーダー養成講座」を実施し、その受講者が立ち上げた「くにたち冒険遊び場をつくる会」の協力を得て、当初谷保緑地にて隔月で「1日冒険遊び場(プレーパーク)」を開催してきました。その後、平成18年度からは毎月1回、谷保緑地と谷保第三公園で交互に開催しています。

しかし、月1回だけの開催と毎月場所が変わることから子ども達の屋外の居場所としては定着せず、抜本的な対策として常設化の必要性が高まりました。

近年公園の不足や室内ゲーム機の普及により、外遊びの面白さを知らずに、室内で一人遊びをする子どもたちが増え、昔からの子どもの遊びが壊れ始め、子どもが友達と外で遊ばなくなっています。このため、子どもたちの運動能力の低下が指摘されています。また、学校の中でも遊びがどんどん消え、遊具そのものが危険という理由で消えつつあります。社会そのものが遊びの価値というものを認識していないのが現状です。

月1回の開催場所は、市南部の府中市境に接した谷保緑地と市の中央部に位置した谷保第三公園で交互に行ってきましたが、現在は立地条件の良い谷保第三公園での開催を増やしています。

「くにたち冒険遊び場をつくる会」からは毎回6～7名の方が参加し、安定的に運営されています。ただし、常設ではないため資材の運搬が必要であり、児童館車と児童館職員の支援が必要となっています。

また、プレーパークの開催が年10回前後で不定期なためか、プレーリーダーの人数はほとんど増えていません。

〈今後の取り組み〉

今後、場所を固定し、最低でも週1回は実施する常設プレーパークへの移行を検討します。また、プレーパークの担い手となる市民の方々に専門職のプレーリーダーとなって頂くため、養成講座を再開します。

〈スケジュール〉

平成 23(2011)年度	24(2012)年度	25(2013)年度	26(2014)年度	27(2015)年度
← 計画 →	← 準備 →	← 実施 →		

(7)多様な保育ニーズに応える保育サービスの整備(継続)

〈担当部課：子ども家庭部 児童課 子育て支援課〉

〈要旨〉

保育は保護者の就労を支えることだけでなく、すべての子育て家庭を支える制度です。多様化する保育ニーズに応えることができる保育サービスを「国立市次世代育成支援対策行動計画(後期)」及び「国立市保育計画」と連動して整えます。

〈内容〉

① 待機児童の解消

女性の社会進出や景気動向等から、子どもの保育園入園を希望する保護者が増加しています。本市の平成22年4月現在の待機児童(入園を希望しながら保育園を利用できない状態にある子ども)は35名(0歳児:16名、1歳児:11名、2歳児:4名)で、2歳以下の子どもが9割を占める状態になっています。低年齢児の受入れ定員を増員することにより、待機児童の解消に努めます。

② 一時預かり事業の拡充

一時保育事業(保護者のパートタイム就労、育児疲れのリフレッシュや出産、介護、冠婚葬祭等の理由により、家庭での保育ができない子どもを一時的に保育園において保育する事業)は、本市では平成15年6月より民間保育園において実施され、現在2園に拡大しています。各園の1日当たりの定員は7人で、事前登録の上、予約制で利用できますが、利用希望者の増加傾向によりキャンセル待ちになる日や、希望日の受入れができない状況が発生しています。平成26年度までに実施園を1園追加して3園にし、1日の受入れ定員を19名とする予定です。

③ 病児・病後児保育事業の拡充

病児病後児保育事業は、病気により集団保育を利用できない子どもについて、保護者が就労等の理由により保育できない状態にある場合に、1日単位で保育する事業です。本市では平成22年11月時点で医療機関併設型の病児・病後児保育施設を1ヵ所設置し、定員を6名として運営しています。この病児・病後児保育施設が国立駅前にあるため、南部地域の利用者の利便性を図るため、新たに1ヵ所の保育施設の設置を目指します。

④ 休日保育事業(拠点方式)の開始

休日保育事業は、認可保育所の開所していない休日においても、保護者の事由により保育ができない子どもを保育する事業です。女性の社会進出や就労形態・生活様式の多様化等により、必要性が高まっています。市では平成26年度に1事業所で休日保育を開始することを目指します。

⑤ ショートステイ/トワイライトステイ事業の開始

ショートステイ事業は、保護者の急病や出産、冠婚葬祭等のやむを得ない事情で、一時的に児童の養育が困難となった場合等に、保護者に代わって施設で短期的に養育する事業です。「育児疲れ」の保護者がこの事業を活用することにより、ストレスに追い詰められた末の児童虐待等を未然に防ぐ効果も期待されています。市では平成23年度に事業を開始することを目指します。

トワイライトステイ事業は、保護者が仕事その他の理由により帰宅が夜間になる場合に子どもを夜10時まで預かる事業で、今後事業の開始を目指します。

⑥ 学童保育時間の拡大

市内の保育所が19時15分まで開所している一方で、学童保育所は現状では18時(平日)までの開所となっています。保育所を利用していた子どもが小学校入学後に学童保育所に移行する場合、この1時間15分の差が「小1の壁」と言われています。この問題を解消するため保育時間の拡大を図ります。

⑦ 保育サービスの質の向上を目指した地域子育て支援機関の話し合いの場の創設・運営の検討

市内の保育サービスを提供する地域子育て支援機関の保育の質の向上を目指し、話し合いの場を創設し運営することを検討します。

⑧ 老朽化した私立認可保育園の改築に係る経費の一部助成事業

私立認可保育園の中には設立から長い年月が経過して、園舎が既に老朽化している施設があります。同時に、耐震化対策の必要性もありますが、施設の改築・改修等には多額の経費が必要とされることから、経費の一部を助成していきます。

<現状と課題>

① 昨今の日本経済の低迷に伴い、収入を補うため妻が働きに出るケースや女性の益々の社会進出により、保育園の入園希望者が増え、ここ数年待機児が0、1、2歳を中心に4月当初から出ています。当市では各園の改修計画の実行時などに低年齢児の定員を数名ずつ増やす意向です。数年前には待機児どころか定員割れも生じ、また幼稚園の定員割れの問題もあるので、新しい保育園を造って3歳から5歳児まで増やすことは難しい状況です。また、求職中の保護者も多いことから、一時預かり事業等の充実を図ることも必要です。

② 家庭内で保育している人の育児の悩みの急増などにより、最近急速に需要が高まっています。また現状の課題としては、緊急一時的な受け入れの明確化、週2日以下の定期利用の基準の明確化、生活保護受給世帯等への助成の問題などがあります。

③ 急性期の利用も平成21年7月から可能になりましたが、現在の施設がJR国立駅付近にあり、谷保や富士見台にお住まいの方への地域的な課題があります。

④ 現在実施していませんが、特に年末保育の需要が高まっています。

⑤ 在宅での子育て支援制度の一環として、ショートステイ事業及びトワイライトステイ事業が必要となっています。

⑥ 保育時間の拡大に向け検討を進めています。学童保育的な居場所において学習支援を行う市民グループも登場してきています。

- ⑦ 現在、保育所、幼稚園、類似施設との交流や研修はほとんどありません。園長・主任のリーダー層と現場の保育士や教職員との研修を主体とした会合が必要で、実施の際には公的補助も必要との声があります。各種の研修の体系的な推進はほとんどないのが実情です。
具体化させるには、それぞれ地域子育て支援機関の代表の意見を集約し、現場に即応した研修や情報交換の内容・方法を先進自治体の状況を調査し、国立市にふさわしい場のあり方を検討する必要があります。
- ⑧ 国の安心子ども基金の延長により、改修の環境は整いつつありますが、総事業費は建替えて3億円前後と言われ、法人負担も1億円前後必要です。

<今後の取り組み>

- ① 低年齢児の受入れ定員を増員することにより、待機児童の解消に努めます。
- ② 平成26年度までに一時預かり事業実施園を1園追加して合計3園にし、1日の受入れ定員を19名とすることに取り組みます。
- ③ 現在の病児・病後児保育施設がJR国立駅付近にあり、南部地域の利用者の利便性を図るため、新たに1ヵ所の保育施設設置を目指します。
- ④ 休日保育を開始することを目指します。
- ⑤ ショートステイ事業、トワイライトステイ事業を開始することを目指します。
- ⑥ 保育時間の拡大を図ります。
- ⑦ 市内の保育サービスを提供する地域子育て支援機関の保育の質の向上を目指し、話し合いの場を創設し運営することを検討します。
- ⑧ 老朽化した私立認可保育園の改築に係る経費の一部を助成していきます。

<スケジュール>

	平成 23(2011)年度	24(2012)年度	25(2013)年度	26(2014)年度	27(2015)年度
①待機児童解消	低年齢児の 受入定員増 (11人)	低年齢児の 受入定員増 (22人)	継続		
②一時預かり事業 の拡充	3園目開設準備・検討			3園目事業開始	
③病児病後児保育 事業の拡充				実施施設の拡大 (1施設)	
④休日保育事業				事業開始 (1施設)	
⑤ショートステイ 事業／トワイライ トステイ事業	ショートステイ事業は平成23年度後半から事業開始・継続実施				
	トワイライトステイ事業検討			トワイライトステイ事業実施	
⑥学童保育時間の 拡大	事業開始				
⑦話合いの場の創 設	調査	検討	設置・運営		
⑧施設改築経費の 一部助成	実施				

(8)子どもと子育て家庭の多様な相談ニーズに対応する仕組みづくりの推進(新規)

〈担当部課：子ども家庭部 子育て支援課〉

〈要旨〉

子どもと子育て家庭の相談ニーズは、内容も多様化・複雑化する傾向にあります。市ではこれまでも子ども家庭支援センターを中心に、様々な相談に対応してきました。今後は予防的観点を重視し、潜在的相談ニーズへの早期発見・早期対応及び継続的に支援する仕組みづくりを目指します。

〈内容〉

今後、専門相談機関に関するより一層の情報提供や啓発活動の推進、ひろば担当専門職員の配置、民間機関等との連携、庁内関係部署の連携等を通じて子育て広場事業を一層拡充することを目指します。また、並行して、子どもと子育て家庭が身近で気軽に安心して相談できる相談体制の整備や継続支援実施のための調整システム構築に向け、子ども家庭支援センターを中心に取り組んでいきます。

〈現状と課題〉

市ではこれまで子ども家庭支援センターを中心に、子育て家庭からの様々な相談に対応してきました。しかし、ニーズのある家庭すべてが相談機関に自らつながる状況とはいえません。予防的観点から潜在的相談ニーズの早期発見・早期対応、および継続的支援のための仕組みづくりが必要となっています。子育て支援サービスを利用したことのない方には、自ら外やグループの中へ行きづらい方、日々の悩みを相談するのに公の窓口は敷居が高いと感じる方、共働きのため利用日が合わない方、情報を調べない方など、中にはニーズがあってもつながらないグレーゾーンの方たちがいます。産後うつ、育児ノイローゼや虐待などは、特別な人だけのものではなく、核家族が8割以上の今誰にでも起こりうることです。より積極的な相談事業、より気軽に周りにつながっていきける企画、より気軽に気持ちを「話していい」と思える信頼関係を家庭と窓口との間に築いていく施策が、今後あらゆる「予防」として大変重要です。不安の多い妊娠中からより丁寧に関わっていく工夫も、一人じゃないという安心感につながり、長期的な予防となりえます。

〈今後の取り組み〉

子育てをする世帯に身近な地域内にある保育園等現在ある子育て支援事業所等に子育ての専門資格を持つ者を相談員として配置する事業を検討していきます。

また、子育て中の世帯への訪問相談事業を充実させていきます。

さらに、子育てひろば担当に専門職員を配置し、民間機関等との連携を行うなどにより子育てひろば事業の拡大、充実を図ります。

子どもと子育て家庭が身近で気軽に安心して相談できる体制の整備や継続支援実施のための仕組みづくりに取り組みます。

〈スケジュール〉

平成 23(2011)年度	24(2012)年度	25(2013)年度	26(2014)年度	27(2015)年度
← 調査 →	← 設計 →	← 実施 →		

(9) 支援を必要とする子どもと家庭を支える、切れ目のない相談支援体制の充実

(継続)

〈担当部課：子ども家庭部 子育て支援課〉

〈要旨・内容〉

子どもや子育て家庭の抱える問題に対して予防や問題解決・回復のために、行政機関の関連部署、地域の児童福祉関連施設、学校や幼稚園などの教育機関、民生・児童委員、主任児童委員、社会福祉協議会、そして市民が密接に協力し、すべての子どもと子育て家庭に対する切れ目のない相談支援体制を充実させます。

〈現状と課題〉

児童福祉法に基づき、子どもや子育て家庭の抱える問題に対して予防や問題解決・回復のために、行政機関の関連部署、地域の児童福祉関連施設、学校や幼稚園などの教育機関、民生児童委員、主任児童委員、社会福祉協議会、市民が密接に協力し、すべての子どもと子育て家庭に対する切れ目のない相談支援体制を構築することが求められています。

- ① 国立市においては要保護児童対策地域協議会を「子ども家庭支援ネットワーク連絡会」として平成19年3月に設置。子ども家庭支援センターが調整機関となり、市役所担当部署・児童相談所・保健所・警察署・学校・保育園・幼稚園・民生児童委員・主任児童委員・社会福祉協議会・医師会・歯科医師会等の機関を構成員とし代表者会議年1回、実務者会議年3回、個別ケース検討会議を必要に応じて随時開催しています。
- ② 庁内連携の取組みとしては、福祉総務課(生活相談)、しょうがいしゃ支援課、高齢者支援課、児童課(ひとり親相談)、子育て支援課(子育て相談、児童虐待対応)及び保健センター(出産・育児相談)等相談業務担当課による「相談支援業務調整連絡会」が平成21年度に発足しました。全体会および各種部会を設置し、行政内の縦割り組織を超えて切れ目のない相談支援体制を構築するために連携を図り、問題解決に向けた取組みを開始しています。

〈今後の取組み〉

- ① 子ども家庭支援ネットワーク(要保護児童対策地域協議会)の連携強化及び充実を図ります。
- ② 子ども家庭支援のために庁内の福祉相談業務職員による連携組織「相談支援業務調整連絡会」の連携強化及び充実を図ります。

〈スケジュール〉

平成 23(2011)年度	24(2012)年度	25(2013)年度	26(2014)年度	27(2015)年度
① 構成機関の追加	運営継続			
② 部会新設	運営継続			

(10) 青少年支援策の検討（新規） 〈担当部課：子ども家庭部 子育て支援課〉

〈要旨〉

社会情勢の変化の影響を受け、青少年を取り巻く環境は急激に厳しさを増しています。文教都市としての国立市の特性を生かしながら、青少年の成長発達を地域全体で支え、見守る仕組みを、予防的視点を重視しながら推進します。

〈内容〉

- ① 現在、事業実施に活用されていない「青少年海外派遣基金」の活用を検討します。
- ② ひきこもり・ニート支援体制の構築を検討します。
- ③ 国立市ならではの若者文化を発信できる場の整備を検討します。

〈現状と課題〉

青少年を取り巻く環境は急激に厳しさを増しており、文教都市国立にふさわしい青少年支援を多角的に推進する必要があります。

青少年海外派遣基金を活用した青少年海外派遣事業は平成12年度を最後に中止となり、この基金を活用しない事業ですが平成13年度より日本人青年と海外からの留学生との国際交流を目的とした多文化交流キャンプを行っていました。しかし、この事業も参加者の激減から平成19年度を最後に中止しています。

現在、青少年海外派遣事業の是非を含め、基金のあり方について検討求める意見も出されています。

ひきこもり・ニート支援体制の構築検討及び国立市ならではの若者文化を発信できる場の整備検討については、社会情勢変化の影響を受け、青少年を取り巻く環境が急激に厳しさを増している状況の中で、支援にとどまらず若者文化の発信という積極的な取り組みの必要性が高まっています。

ひきこもり・ニート対策も国や都の施策を見つつ支援体制を構築する必要があります。

〈今後の取り組み〉

時代とともに青少年が必要とする支援の内容が変化してきています。これに对应していくためには海外派遣事業に限定されている青少年海外派遣基金の活用方法を、現在優先すべき事業、手を差し伸べる必要がある青少年への支援事業や国立市ならではの若者文化を発信できる場の整備に活用できるよう、市民による検討の場を立ち上げ検討をしていきます。

〈スケジュール〉

平成 23(2011)年度	24(2012)年度	25(2013)年度	26(2014)年度	27(2015)年度
← 基金活用の検討 →	← 基金を活用した青少年支援事業の実施 →			→

(11) 子どもと子育て家庭に対する総合的な情報提供の仕組みづくりの検討

(継続/新規)

〈担当部課：子ども家庭部 子育て支援課〉

〈要旨〉

情報を必要とする人ほど情報が届きにくいという現状を改善するため、多様な情報媒体を活用して情報を総合的に提供する仕組みを検討します。

〈内容〉

- ① 子どもの参加を得た子ども情報ページ運営を一層推進します。
- ② 日本語を母語としない子どもと保護者への情報提供の仕組みづくりを検討します。

〈現状と課題〉

「子どもに対する情報提供」としては、平成16年8月に開設した「くにたち発☆こどもホームページ」があり、アクセスが月に500件程度です。開設以降ホームページ運営にスタッフとして参加する子どもは15名を超えています。小学生から高校生までの子どもたちが市職員とともに市内の公共施設や児童館の行事などを取材しホームページの作成を行っており、子どもたちの目線で子どもたちが求める内容を載せています。取材を通して地域の再発見や行事への参加が促され、子どもたち自身がホームページ作成を通して文章作成、写真撮影、レイアウトなどの表現技術を身につけています。また、異年齢・異学校集団での活動であるため、子どもたちの学校外での豊かな体験活動や居場所としても機能しています。

また、核家族化が進む現在、子育てに悩む家庭が多く、インターネットを利用して情報を得る保護者が増えています。共働きの家庭など子ども家庭支援センターを利用できない家庭も多いことから、ホームページの充実により、家庭が求める情報を充実させる必要があります。

市では、ホームページに日本語を母語としない家庭に対して英語による「生活便利帳」のページを設置しています。また、日本語を母語としない子ども・保護者とのコミュニケーションのために、市立保育園・市立学童保育所・市立小学校へ通訳者を派遣しています。実績は平成19年度12名、平成20年度17名、平成21年度13名です。ほかに、日本語指導員の派遣や公民館での日本語講座の実施がされています。

日本語を母語としない家庭に対しては、日本語を覚える機会を増やすだけでなく、日常生活の不安を解消できるように相談ができる場、友人をつくれる場が必要です。

さらに、必要な情報は、誰にどのように届けるべきかを総合的に見る部署が行政の中に必要です。

〈今後の取り組み〉

- ① 子どもによる子どもための「くにたち発☆こどもホームページ」を一層推進させます。
- ② 子どもの年齢に応じた子育て情報を、必要とする家庭へ全戸配付する手法を検討していきます。
また、外国語で書かれた情報が市役所内に集中する仕組みを検討し、日本語を母語としない子どもと保護者に対し市が発信する情報は、必要に応じ翻訳して提供することを検討します。
さらに、日本語を母語としない家庭あるいは子どもに対して、英語以外の言語で情報を提供するためにホームページの充実を検討します。
公的施設内の標示は日本語に加え英語、ハングル、中国語を併記することを検討します。

〈スケジュール〉

平成 23(2011)年度	24(2012)年度	25(2013)年度	26(2014)年度	27(2015)年度
				
				

(1 2) 子どもと市民の参加促進と市民力の活用・ネットワーク化の検討（新規）

〈担当部課：子ども家庭部 子育て支援課〉

〈要旨・内容〉

国立市に暮らす多くの経験豊かな市民の力を最大限活用して、子どもと子育て家庭支援に関する事業を展開する。同時に、事業の実施においては可能な限り子どもの参加を得た仕組みづくりを推進する。子どもと市民の参加を得て、その活動をネットワーク化し、市民と行政が協働することによって、文教都市・国立市を子どもたちにとっての最善な環境とすることを目指します。

〈現状と課題〉

国立の未来を担う子どもたちに様々な刺激を与えるきっかけを設け、さらに、子どもと大人の参加による市民力の活用を得て、行政との協働による活動のネットワーク化につなげることが求められています。

ネットワーク化とは、子ども、子育て家庭当事者、支援したい市民、団体、行政の、それぞれをつなぐことであり、現在市内にある子育てに関する市民団体や個人等の活動状況の把握、情報の一元化が望まれます。いつでも、誰でも(子ども自身も)アクセスできる環境を整えることが課題です。

平成22年度から、市の事業として市内で「子どもの居場所」事業を行っている団体に対して「子どもの居場所補助金交付事業」を開始しています。現在の子ども総合計画の重点施策にある「子どもの居場所づくりの拡充」を具現化したものです。

今後、国立市に暮らす多くの経験豊かな市民の力を最大限活用し、様々な体験の機会を子どもたちに提供していくことが必要です。

子どもたちが経験豊かな市民の生き様を感じ、その後も気軽に立ち寄れるような居場所的な事業が必要です。

〈今後の取り組み〉

「子どもの居場所補助金交付事業」を継続し、「子どもの居場所づくりの拡充」を進めます。また、仮称「子ども未来塾」等市民力を活用した様々な体験の機会を子どもたちに提供できる「体験型」の事業展開を予定しています。

ネットワーク化に向けて、市内にある子育てに関係する団体（幼稚園、保育園、学校、病院、専門家、子育て支援団体、子育てサークル、行政内関連部署等）の活動内容を調査し、情報の一元化に努めます。子どもと市民の参加、イベント主宰者同士のつながり促進のため、交流会開催、単発型イベントなどの仕掛けづくりを定期的実施し、市民への周知を重ねていきます。

〈スケジュール〉

平成 23(2011)年度	24(2012)年度	25(2013)年度	26(2014)年度	27(2015)年度
← 調査 →	← 実施 →			

(13) 児童図書サービス事業の拡充(継続) <担当部課：教育委員会 中央図書館>

<要旨>

子どもが本に触れる機会を増やすと同時に、図書館が子どもの居場所になることを目指し、図書館(分館・分室)に中高生を対象とした図書コーナーを充実することを目指します。

<内容>

図書館では従来から「成人一般書」及び「児童書」の区分により蔵書構成をおこなってきました。このことによって今までは年代層の谷間となっていた中高生に焦点をあて、図書の充実を図ることで、中高生の読書への関心を高めることができます。既に中央図書館、北市民プラザ図書館、東分室でヤングアダルトコーナーを開設しました。今後は未実施の図書分室でもヤングアダルトコーナーを開設し、閲覧スペースの確保を目指します。

<現状と課題>

図書館では従来成人一般書及び児童書の区分により、蔵書構成を行ってきましたが、年代層の谷間となっていた中高生に焦点をあて、図書の充実を図ることで、この年代の読書への関心を高める必要があります。

児童図書サービス事業の拡充として、「外国語図書の拡充」「北および南市民プラザの利用推進」「読み聞かせリーダー養成」等の事業を行っています。

中央図書館では2階の一角に絵本を中心とした外国語図書を置いています。言語は英語、中国語、韓国語の本であり、日本語を母語としない子どもおよび家庭や当該言語を学ぶ子どもにも利用されています。今後は、図書利用実態の解析を行いながら図書の整備を行う必要があると考えます。

中央図書館、北及び南市民プラザでは「ヤングアダルトコーナー」として中高生を対象とした図書のコーナーを設置しています。設置以降、当該コーナーを利用する子どもも多く、子どもの居場所として機能しています。さらに、中央図書館の2階の集会室は学習スペースとして月間30時間以上が開放されています。団体等での利用もでき、子どもの居場所としての図書館利用を今後も推進します。

<今後の取り組み>

ヤングアダルトコーナーを現在未実施の図書分室にも開設し、閲覧スペースの確保を目指します。

<スケジュール>

平成 23(2011)年度	24(2012)年度	25(2013)年度	26(2014)年度	27(2015)年度
← 調査 →	← 実施 →			

(14) 適応指導教室の充実（継続） 〈担当部課：教育委員会 学校指導課〉

〈要旨〉

国立市立の小・中学校に在籍していて不登校になっている児童・生徒に居場所を提供し、学習・生活支援を行い、学校復帰を図ることを目的としています。

〈内容〉

不登校児童・生徒に学校復帰への支援を行うため、生徒数の増加が続いている適応指導教室について、生徒数増加に対応できる教室と指導員の確保を行います。

〈現状と課題〉

中学生対象の適応指導教室は、子ども家庭支援センター2階に設置されています。毎年度当初20名を超える生徒が入級し半数程度の生徒が通っていますが、年度後半には15人程度が通うようになります。

小学生対象の適応指導教室は、平成21年1月から午前中のみ矢川児童館内に場所を借り、試行開設しています。入級者は5名前後で、実際には1～3名が通っています。

中学生については、開設場所が狭く、15名を超えると入りきれないため、より広い場所の確保が求められています。

小学生については、午前中のみ試行開設となっているため、新たに場所を確保し、午後までの開設とすることが求められています。

また、開設場所の確保に伴い、指導員体制を充実させ、適応指導教室運営の質的な向上を図る必要もあります。

〈今後の取り組み〉

中学生対象の適応指導教室については、より広い場所の確保を目指します。

小学生対象の適応指導教室については、1日開設できる新たな場所の確保を目指します。

また、指導員体制を充実させ、適応指導教室運営の質的な向上を図ります。

〈スケジュール〉

平成 23(2011)年度	24(2012)年度	25(2013)年度	26(2014)年度	27(2015)年度
調査・検討	※1	※2	事業継続	

※1 中学生対象教室を移設し、その後に小学生対象教室を移設する

※2 指導員体制の整備・充実

(15) 特別支援教育の充実（継続） 〈担当部課：教育委員会 学校指導課〉

〈要旨〉

心身にしょうがいのある児童・生徒の教育的ニーズに応え、一人一人の児童・生徒に応じた教育の充実を図ります。

〈内容〉

特別支援教育の一層の充実を図るため、特別支援学級（固定学級・知的しょうがい）・通級指導学級（情緒しょうがい等・言語しょうがい）、スマイリーサポートによる学習・自立の支援体制を強化していきます。

〈現状と課題〉

特別支援教育とは、しょうがいのある幼児・児童・生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児・児童・生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、そのもてる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うもので、その充実が求められています。

また、その早期発見と、それに相応しい支援が臨機に求められており、その観点から、低年齢児・就学前の子どもへの支援体制や関連機関との連携も必須です。さらに、中学の特別支援教育対象生徒への支援体制を早急に強化する必要があります。

市立小学校4校・中学校2校（うち1校は休級中）に知的しょうがい学級を、小学校2校に情緒しょうがい等通級指導学級を、小学校1校に言語しょうがい通級指導学級を設置しています。また、通常の学級に在籍する、しょうがいのある児童・生徒への支援の充実のため、特別支援教育指導員を各学校1名、また、巡回の指導員を2名配置しています。

「東京都特別支援教育推進計画第三次実施計画」では、今後10年間で、知的しょうがいのある児童・生徒は、約1.4倍に、情緒等にしょうがいのある児童・生徒は約1.9倍になることが推計値としてあげられています。平成22年度現在、小・中学校ともに、情緒しょうがい等通級指導学級の新設が必要になっています。また、中学校の知的しょうがい学級については、在籍生徒数が増加し、指導場所の確保が課題となっており、施設改修が求められています。合わせて、教育内容の一層の充実が必要です。

〈今後の取り組み〉

中学校通級指導学級の開設及び小学校通級指導学級の増設を目指します。

中学校知的しょうがい学級の施設改修に取り組みます。

巡回スマイリースタッフの増員を目指します。

〈スケジュール〉

平成 23(2011)年度	24(2012)年度	25(2013)年度	26(2014)年度	27(2015)年度
※1	※2	※3	事業継続	

※1 中学校通級指導学級設置工事・巡回スマイリースタッフ1名増員

※2 中学校通級指導学級開設・小学校通級指導学級設置工事・巡回スマイリースタッフ3名確保

※3 小学校通級指導学級開設・第一中学校特別支援学級改修工事・巡回スマイリースタッフ1名増員

(16) 母子保健推進体制の拡充(継続) <担当部課：健康福祉部 保健センター>

<要旨>

社会情勢の変化等の影響を受け、母子保健推進の必要性が高まっています。母子手帳交付時から妊婦健診、新生児訪問及び乳児家庭全戸訪問、乳幼児健診、予防接種、子育て相談等、関係機関が連携した子育て支援体制を構築し、切れ目のない母子保健推進体制づくりを目指します。

<内容>

市では妊娠届出書の受理の際に母子バッグ(母子手帳、健診、相談、新生児訪問、予防接種のお知らせ、子育て支援等に関する情報が入っている)を渡すことで、情報提供に努めています。一方で、40歳以上や10代の妊婦、ひとり親の方などに対しては、地区担当の保健師が電話や訪問をおこなっています。子どもの出生後には、保健師・助産師による新生児及び乳児家庭全戸訪問を実施しています。低出生体重児や育児不安がある方については、病院から連絡を受けた保健師が訪問するケースもあります。乳幼児健診においては、問診票に書かれた内容に基づいて子育ての状況を聞き取り、必要に応じて心理相談員や保健師、助産師、栄養士の個別相談を実施しています。地区担当の保健師を中心に、関係機関との連携・協力もおこなっています。今後は、関係機関との連携を一層推進し、地域に根差した妊娠前を含む母子保健の普及・向上を目指します。

<現状と課題>

現在多様な理由により、支援を要する児童及び子育て家庭が増加しています(産後のうつ等)。精神疾患を持ちながら出産・育児をしている人や、特別な支援を必要とする子どもも増えています。個別の子育て支援を引き続き行うとともに、民生委員等の市民や関係機関と連携し、地域に根差した妊娠前を含む母子保健の普及・向上を検討していくことが必要です。

出産後1ヵ月くらいまでがつらかったと感じる乳幼児の保護者が4割を占めるように、産後の母親は心身の変化が大きく、睡眠不足やホルモンの影響によりマタニティブルーや孤独感を多くの人が経験します。そして一割近くが産後うつを患うといわれています。産前産後に必要なことを両親学級で習う機会がありますが、実際には「こんなはずじゃなかった。」と戸惑い自責する声も聞かれます。子育てのスタートに、多くの人が通る心身の状態や子どもへの対応、その先の見通しについて、昔からの知恵袋的な温かいサポートのように、より妊娠中から焦点を当てておく必要性があります。また核家族が主流の今、父親の理解・協力を促進し、父親をサポートする取り組みも必要です。

支援機関として保健センターと子ども家庭支援センターがすぐそばにあり、関係機関の入る市役所も比較的近く、連携していく上でも市民に利用して頂く上でも便利です。母子手帳交付という妊婦全員が通る貴重な機会を、大事な関わりのスタートとして、妊娠初期から継続的に母子の育ちを支援することを、より積極的に示していく必要があります。窓口気軽に相談したり、悩みを分かち合える場や関係を「妊娠中から」持てるような企画を工夫することも、「一人じゃない」という感覚でより安心して子育てできる土壌を育てる上で必要です。

健診や予防接種等の機会にも、母親の気持ちや努力を丁寧に受け止め、寄り添うなど相談に専門性を取り入れ、全体で推進することにより、安心して相談する人が増え、母子の健康を促進し、要支援家庭の早期発見・早期対応へとつとめます。多様化している要支援家庭の増加に対応するため、関係機関との連携を一層推進し、母子保健推進体制を向上・拡充させることが必要です。

<今後の取り組み>

母子保健推進体制の拡充に取り組みます。

<スケジュール>

平成 23(2011)年度	24(2012)年度	25(2013)年度	26(2014)年度	27(2015)年度
母子保健体制 推進の検討	← 実施 →			

3. 施策一覧

A: 事業継続 B: 事業改善(充実) C: 前計画策定後に事業を実施
D: 平成24年度までに実施 E: 平成27年度までに実施

(★ 重点施策)

基本方針	施策の方向	施策項目	区分	施策項目	区分
1 子ども の 推 進	(1) 子どもの権利の尊重	★子どもの権利に関する条例の検討	E	★子どもの権利擁護のための啓発と広報	A
		子ども家庭支援センターの拡充	A	子ども自身が相談できる体制の拡充	B
2 おとな になる こと を支 える	(2) 子ども自身の参画への支援	★オンブズパーソン制度の検討	E		
		音楽練習室の設置	E	子ども参画による生涯学習事業の展開	A
	(3) 子どもたちが育つ環境整備の推進	★子どもによる公共施設の利用促進	E	子ども参画による広報紙作り	B
		図書館利用者交流会の開催	B	子ども調査隊の継続発展	B
	(4) 乳幼児への支援	子ども情報ページの充実	B		
		子ども情報ページの充実(再掲)	B	国立駅前に図書館の設置の検討	D
	(5) 小学生への支援	★冒険遊び場の常設化検討	E	公園等遊べる施設の整備	A
		各国の子どもが集える事業の推進	B	流域下水道処理場広場周辺の整備	B
	(6) 中・高校生への支援	青空児童館の充実	A	学校における日本語指導の充実	A
		外国語パンフレットの充実	B	しょうがい児・者との交流の推進	A
	(7) 学生、勤労青年への支援	日本語指導の充実	A	虐待児支援対策の充実	A
		外国語の本の整備	A	里親制度の促進	A
	(8) 経済的支援及び医療助成	子ども家庭支援センターの拡充	A		
		国立駅周辺への乳幼児施設の設置の検討	D	家庭福祉員制度の推進	A
	(9) 幼児教育・学校教育との連携	認証保育所制度への助成	A	★保育所入所枠の拡大	D
		子ども家庭支援センターの拡充	A	子育て広場事業の連携・充実	A
		自主保育グループへの育成支援	A	★保育園の施設整備推進	D
		乳幼児期の集団的活動の場の充実	A	学童保育所の午前開放	A
		生涯学習事業の拡充	A	児童館の整備	B
		★公共施設開放の促進	E	赤ちゃん・フラット事業の推進	C
		★簡易スポーツ施設の設置検討	D	遊びと体験学習の場の充実	B
		★居場所づくりの拡充	E	幼・保・小・中学校の交流・連携の推進	A
		子ども情報ページの充実(再掲)	B	児童館活動の充実	A
		一人一人を大切に教育の推進	A	社会教育事業への参加推進	A
		プレリーダーの育成	E	人権・しょうがい者理解教育の推進	A
		学校五日制事業の実施	B	国際理解教育の推進	A
		★放課後遊び場事業の展開	E		
		★簡易スポーツ施設の設置検討(再掲)	D	プレリーダーの育成(再掲)	B
		★子どもによる公共施設の利用促進(再掲)	E	ゆとりある教育の推進	A
		子ども情報ページの充実(再掲)	B	性の尊重についての正しい知識の普及・啓発	A
		★居場所づくりの拡充(再掲)	E	社会教育事業への参加推進(再掲)	A
		子どものための消費者教育	A	★青少年海外派遣基金活用の検討	E
		学校ICT教育環境の充実による情報教育の推進	A	国際交流事業の推進	A
		しょうがい者、異年齢世代との交流事業の実施	A	国際理解教育の推進	A
		★子どもによる公共施設の利用促進(再掲)	E	薬物・性感染症に対する正しい知識の普及	A
		★子ども宿泊施設の検討(再掲)	E	インターンシップ制度の検討	D
		子ども情報ページの充実(再掲)	B	プレリーダーの育成(再掲)	B
		★居場所づくりの拡充(再掲)	E	社会教育事業への参加推進(再掲)	A
		性の尊重についての正しい知識の普及(再掲)	A	★青少年支援策の検討	D
		こども手当の充実	A	ひとり親家庭医療費助成事業の充実	A
		児童育成手当支給事業の継続	A	児童扶養手当・特別児童扶養手当の支給	A
		就園奨励費事業の拡充	A	保護者の教育費の負担軽減	A
		私立幼稚園運営助成金の充実	B	要保護及び準要保護児童生徒援助費の充実	B
		乳幼児医療費助成の充実・推進	A	特別障害者手当等給付の継続	A
		母子・寡婦福祉資金貸付事業の推進	B	重度手当支給の継続	A
		妊婦健康診査費用助成の推進	A	心身障害者(児)福祉手当の継続	A
		子ども(小・中学生)医療費助成の充実・推進	C		
		国立市教育関係者連絡会議の開催	B	子育て相談担当の研修事業の推進	A
		幼・保・小・中学校の交流・連携の推進(再掲)	A	療育・教育相談事業の推進	A
		★子どもの権利擁護のための啓発と広報(再掲)	A	学校図書館の充実	A
		子ども自身が相談できる体制の拡充(再掲)	B	★公共施設開放の推進(再掲)	E
		国際理解教育の推進(再掲)	A	部活動と地域の連携協力	A
		★子育て相談事業の充実	D	地域の人材発掘・活用	B

2 こととなになる を支える	(10) 子どもの育 成の充実	★冒険遊び場の常設化検討(再掲)	E	ブレイリーダーの育成(再掲)	B
		★子どもによる公共施設の利用促進(再掲)	E	夏・冬・春休み事業の推進	A
		療育・教育相談事業の推進(再掲)	A	地区育成会への支援	A
		子ども体験・交流事業の推進	A	★図書館の子どもスペースの拡充	D
		青空児童館の充実(再掲)	A	学校五日制事業の実施(再掲)	B
		外国語パンフレットの充実(再掲)	B	世代間交流事業の推進	A
		外国語の本の整備(再掲)	B	中学生への納税理解の促進	C
		児童館の整備(再掲)	B		
3 子育てのネ ットワー クをつくる	(11) 母子保健 体制をはじめと した子ども家庭 支援ネットワー クの整備・充実	両親学級の開催	A	性の尊重についての正しい知識の普及(再掲)	A
		先輩ママパパの子育て相談の実施	A	ミニ講演会開催などへの支援	A
		妊婦健康診査費用助成の推進(再掲)	A	療育・教育相談事業の推進(再掲)	A
		保育所における父母教室の開催	A	乳幼児期の集団的活動の場の充実(再掲)	A
		妊婦・乳幼児健康診査の推進	A	地域子育てサークルの育成事業の推進	A
		父親向け教室開催の充実	A	栄養改善事業の推進	A
		★母子保健相談事業の推進	D	★予防接種事業の推進	D
		母子訪問事業の推進	A	妊婦の健康づくり事業の推進	A
		母子保健連絡会の充実	A	育児支援サポーター派遣事業の実施	A
		母子健康教育事業の推進	A	巡回相談の充実	A
	(12) 子育て・子 育てに関する 学習機会・交 流・相談情報提 供	歯科健康教育事業の推進	A	子ども家庭支援ネットワーク連絡会の充実	C
		子ども家庭支援センターの拡充	A	子育て広場事業の連携・充実(再掲)	A
		両親学級の開催(再掲)	A	子育てパンフレットの配布	A
		先輩ママパパの子育て相談の実施(再掲)	A	地域子育てサークルの育成事業の推進(再掲)	A
		子育て教室の開催	A	世代間交流事業の推進(再掲)	A
		★子育て相談事業の充実(再掲)	D	子ども向けの広報事業の充実	A
		子育て相談担当の研修事業の推進(再掲)	A	「子育て施設・遊び場マップ」の作成	A
		子育て各種講座の充実	A	こんにちは赤ちゃん事業	C
		急病・救急医療の情報提供	A		
		4 子どもと子 育て家庭を 地域全体で 支える	(13) 乳幼児・学 童期の保育制 度の整備	★一時保育の充実	B
休日保育の検討	E			学校五日制事業の実施(再掲)	B
ファミリーサポーターセンターの充実	B			★学童保育所運営の充実	D
子ども家庭支援センターの拡充	A			育児支援サポーター派遣事業の実施(再掲)	A
乳幼児健康支援デザイナーサービス事業(病後児保育)の拡充	B			★保育所入所枠の拡大(再掲)	D
認証保育所制度への助成(再掲)	A			児童館・学童保育との連携強化	A
しょうがいを持つ親への支援	A			★保育園の施設整備推進(再掲)	D
保育内容・運営等情報サービスの提供	A			子育て支援団体との連携強化	B
延長保育の実施	A			子育てしやすい労働環境整備に向け検討 するための情報提供	B
学童保育施設の整備	A				
(14) ひとり親家 庭への支援	世代間交流事業の推進(再掲)		A		
	子ども家庭支援センターの拡充(再掲)		A	母子生活支援施設措置等委託事業の推進	A
	ひとり親家庭のホームヘルパー事業の充実		A	療育・教育相談事業の推進(再掲)	A
	助産施設入所委託事業の推進		A		
(15) しょうがい のある子ども を育てる家庭 への支援	ひとり親家庭等医療費助成事業の充実(再掲)		A		
	子ども家庭支援センターの拡充(再掲)		A	特別障害者手当等給付の継続	A
	しょうがい児緊急入所事業の充実		A	重度手当支給の継続	A
	心身障害者(児)福祉手当の継続(再掲)		A	しょうがい児の幼稚園入園に対する支援の推進	B
(16) 外国籍の 子どもを育て る家庭への支 援	療育の必要な子どもへの支援		A	しょうがいを持つ子どもへの支援	A
	障害児保育の充実(再掲)		B		
	幼稚園、保育園、学童保育所への通訳派遣		A	外国語パンフレットの充実(再掲)	B
	日本語指導の充実(再掲)		A	外国語の翻訳サービスシステムの整備	A
(17) 子育ての 地域化に向け た情報の整備	外国語の本の整備(再掲)		B		
	地域子育て協議会の検討		B	ミニ講演会開催などへの支援(再掲)	A
	子ども向けの広報事業の充実(再掲)		B	子育て広場事業の連携・充実(再掲)	A
	子育てに関する広報事業の拡充		A	子育て支援団体との連携強化(再掲)	B
(18) 子どもが安心 して園・学校へ行 ける体制の整備	子育て情報紙の発行		A		
	いじめ等の児童・生徒救出のシステムづくりの推進		A	防犯の強化	A
	子ども自身が相談できる体制の拡充(再掲)	B	不審者・防犯・その他情報のメール配信	C	
		不登校児童・生徒などへの施策の充実	A		

4 子どもと子育て家庭を地域全体で支える	(19) 子育てに配慮した住環境等の整備	コミュニティーバスの運行	B	子どもへのあらゆる暴力を根絶するまちづくりの推進	A
		小・中学区の子どもマップの作成	A	子どもの緊急避難場所の推進	A
		通学路、通園路の安全確保	A	防犯に配慮したまちづくりの推進	A
		交通安全教育の促進	A	公園等遊べる施設の整備(再掲)	A
	(20) 男女共同参画型社会の	両親学級の開催(再掲)	A	男性の2次活動(仕事以外)を支援する学習機会の充実	D
		父親向け教室開催の充実(再掲)	A	子育て中の女性の社会・地域活動参加への支援	A
	(21) 保育・教育関係者の研修	国立市教育関係者連絡会議の開催(再掲)	B		
		研修の体系化と各種研修の推進	A		
	(22) 地域活動促進の整備拡充	地域子育てサークルの育成事業の推進(再掲)	A	わくわく塾くにたちの利用促進	A
		子ども育成団体への遊び出前事業推進	E		
		地域の人材発掘・活用(再掲)	B		
		子ども調査隊の継続発展(再掲)	B		
	(23) 文化・スポーツ事業の充実	農業体験の充実	B		
		子ども芸術体験の充実	A	子ども向け事業の推進	B
		読み聞かせリーダー養成	B	図書館の充実	B
		図書館、学校図書館のネットワーク化推進	B	各種スポーツ事業の充実	A
	(24) 公共施設・遊び場の整備と利用の推進	★冒険遊び場の常設化検討(再掲)	E	★公共施設開放の推進(再掲)	E
		★子どもによる公共施設の利用促進(再掲)	E	学校図書館の充実(再掲)	A
		ビオトープの設置推進	B	児童館の整備(再掲)	A
		民間等のグラウンド利用の推進	B	北市民プラザの利用推進	B
		公園等の整備・充実	B	南市民プラザの利用推進	B
		親子施設見学会の開催	B	流域下水道処理場広場等の整備(再掲)	B
	(25) 環境問題の啓発促進	学校におけるごみ減量・資源化啓発事業の推進	A	桜守事業の推進	A
		環境教育の推進	A		

4. 施策項目一覧

(★重点施策)

No.	施策項目	事業内容
1	★子どもの権利擁護のための啓発と広報	市報やホームページ等のメディアを通じた子どもの権利擁護について啓発、広報の活動に加え、子どもが参加できる機会や時期をとらえ、より子どもの人権を認め合う社会をつくるため、子どもの権利条約等の啓発活動の充実を図ります。
2	子ども調査隊の継続発展	子ども総合計画策定の過程で子ども参画の観点から、子どもの意見の調査活動や公共施設の子どもの利用度チェック等の活動を進めてきた「国立市子ども調査隊」の活動を継続、発展させます。それを通じて、計画実現の中でも子どもの参画を推進します。
3	各国の子どもが集える事業の推進	国連大学・国連UNHCR協会訪問など地域国際交流団体の支援を受け小・中学生の国際理解の機会の、より一層の推進を図ります。
4	居場所づくりの拡充	児童館で実施している中高生タイムなど、地域の居場所づくりを推進します。
5	★放課後遊び場事業の展開	市立小学校の全校において、放課後子ども教室推進事業、愛称「ほうかごキッズ」を実施し、子どもたちが放課後の校庭・体育館で安全に、安心して遊べるようコーディネーターと安全管理員を配置する。
6	青空児童館の充実	現在地域の特徴を考慮に入れながら、青空児童館を開催しており、今後、実施内容について子ども参画の視点を入れ、学童保育所や学校との連携を深めながら内容についてより一層の充実を図ります。
7	公園等遊べる施設の整備	公園が子どものたまり場の機能を持てるよう、また幼児から高齢者までが利用できるような施設の整備、充実を図ります。
8	日本語指導の充実	就学手続き時に、パンフレット等の配布による公民館日本語講座の紹介などを積極的に行います。また、公民館日本語講座についても、大人だけでなく子どもへのサービスについて、拡大を推進します。
9	外国語の本の整備	現在、図書館では(英語、ハングルなど)絵本の原書を所蔵しており、外国語の絵本の提供と一層の充実を図り、本を通じた国際交流を進めます。
10	学校における日本語指導等の充実	日本語の使用に不自由がある外国籍児童・生徒及び帰国児童・生徒を対象に140時間を上限として日本語指導員を配置するとともに、実態に応じて時間延長について、弾力的に取り組み、児童・生徒が学校や地域環境に円滑に適応できるようにしています。保護者会への保護者の出席時等、必要に応じて保護者への支援も行っています。また、帰国児童・生徒のもつ海外での経験の活用を推進します。
11	しょうがい児・者との交流の推進	毎年実施している「ふれあいスポーツ大会」では、ボーイスカウト、ガールスカウトなど多数のボランティアが参加しています。学校では、総合的な学習の時間等において、通常の学級の児童・生徒としょうがいのある児童・生徒との交流を行っています。また、特別支援学校在籍児童・生徒とも、副籍による交流を進めています。今後は、ボランティアセンターとの連携を図ること等を通してこれらの事業を一層進め、しょうがいに対する理解を深め、人権教育を進めます。
12	里親制度の促進	児童相談所の業務である里親制度に対して、広報啓発を通じ連携協力を強めます。
13	虐待児支援対策の充実	児童相談所を中心に、子ども家庭支援センターや関係機関が密接に連携し、情報の共有化と早期対応の仕組みづくり、虐待を受けている子どもの支援対策の充実に努めます。
14	認証保育所制度への助成	待機児解消に向けて、認証保育所助成の活用を図ります。
15	自主保育グループへの育成支援	子育て広場等から生まれた、親子グループの自主的な活動に対する積極的な育成・支援を行います。
16	乳幼児期の集団的活動の場の充実	児童館や学童保育所で実施する子育て広場など、乳幼児期の親子が安全で安心して遊べる機会や公共施設を提供するとともに、自主的なグループ活動を支援する体制を整備します。
17	生涯学習事業の拡充	青少年キャンプ、更に公民館で実施されている青年向け事業など、子ども対象の生涯学習機会の一層の充実を図ります。

No.	施策項目	事業内容
18	家庭福祉員制度の推進	家庭福祉員制度の推進を図ります。
19	子育て広場事業の連携・充実	市で実施しているカンガルー広場、おはようコケッコー、ピヨピヨクラブやかるがもなどの子育て広場事業の市民との連携を深め、充実を図ります。
20	★保育園の施設整備推進	保育園の施設整備を推進します。
21	学童保育所の午前開放	市内にある学童保育所を、午前中乳幼児と保護者のために開放し、子ども同士の遊びや、子育て中のお母さん（保護者）たちの仲間作りを支援します。（カンガルー広場、びよびよ）
22	児童館の整備	現状では主に小学生が利用しており、今後乳幼児の遊び場に適した児童館の整備・改善や中高生に魅力ある児童館づくりに努めます。
23	幼・保、小・中学校の交流・連携の推進	総合的な学習の時間等で取り組んでいる、小学生による保育園訪問、中学生による保育園・幼稚園での職場体験などの充実を図ります。小・中学生のできるボランティア活動等をボランティア団体と連携して推進していきます。教員間の連携も推進します。
24	児童館活動の充実	地域における児童館の活動と、需要に対応する施策の展開を図ります。
25	一人一人を大切にす教育の推進	新学習指導要領の趣旨を生かした教育活動の実施と、加配教員を活用したチーム・ティーチングや少人数指導、及び、ティーチングアシスタント事業の推進を通して、個に応じた指導、基本・基本の確実な定着を目指す指導を充実します。
26	学校五日制事業の実施	土曜を利用した文化・スポーツ、地域活動の充実、活動のプログラム化を推進します。
27	人権・しょうがい者等理解教育の推進	教育委員会目標である人権尊重の教育をもとに、外国人やしょうがい者・高齢者など、互いの違いを認め合う意識を育む教育について、各学校の教育課程への位置づけを推進します。
28	国際理解教育の推進	小・中学校に派遣している外国語指導助手（ALT）を活用し、外国語活動・教育、外国文化との交流を進め、国際理解教育を推進します。また、市民、留学生、NPOとの連携による国際理解教育を進めます。
29	学校ICT教育環境の充実による情報教育の推進	学校でのコンピュータ等情報機器環境の充実を図り、教科の学習や総合的な学習の時間でのコンピュータの活用等、多様な情報機器を活用した学習をより一層進めるとともに、発達段階に応じたメディアリテラシー(*)の育成を推進します。
30	子どものための消費者教育	子どものための消費者教育は、社会科、家庭科、生活科、特別活動などの教科・領域の学習で実施されており、今後、実生活との結びつきを一層図っていきます。更に、中・高生を対象にキャッチ商法、アポイントメント商法などの事例を提示し、子どもへの啓発活動に努めます。
31	生きる力を育む教育の推進	総合的な学習の時間等での体験的学習を推進するとともに、地域の教育環境を積極的に活用し、「生きる力」を育む教育の推進を図ります。
32	性の尊重についての正しい知識の普及・啓発	生き方の教育や生命尊重の教育等への取り組みを通して、性の尊重への正しい知識の醸成を図るため、学校における計画的な指導を進めていきます。
33	薬物・性感染症に対する正しい知識の普及	青少年に広がる薬物汚染や、エイズなどに対する正しい理解を進めるため、講演やPRなどの広報、啓発活動に努めます。
34	国際交流事業の推進	多文化共生事業として、諸外国の文化紹介、世界の少数民族に関する講座を引き続き行っていく。
35	子ども手当の充実	若年層の親の経済的負担を軽減し、子どもを安心して育てることができるよう、制度等の充実について国や都への要請を行います。
36	就園奨励費事業の拡充	私立幼稚園の設置者並びに保護者に対し、幼児教育の振興と保護者負担の軽減を図るため、就園奨励費について国、都に対して働きかけます。

No.	施策項目	事業内容
37	私立幼稚園運営助成金の充実	私立幼稚園の運営助成金の拡充について都や国に働きかけます。
38	乳幼児への医療費助成の充実・推進	乳幼児の健やかな成長と、保護者の経済的負担の軽減を図るため、乳幼児医療費の助成の充実・推進に努めます。
39	母子・寡婦福祉資金貸付事業の推進	母子家庭の生活の安定とその児童の福祉を進めるため、各種資金の貸付を継続します。
40	妊婦健康診査費用助成の推進	妊婦の健康維持を図るため、医療機関において健康審査を受けた場合、費用の一部助成を継続します。
41	母子訪問事業の推進	保健師等の訪問指導によって、妊娠、出産、育児などに対する不安の軽減や、疾病を予防し、健康の保持・増進を図るため、現在、実施されている「妊産婦訪問指導」、「新生児訪問指導」、「こんには赤ちゃん事業」、「乳幼児訪問指導」の充実を図ります。
42	栄養改善事業の推進	食生活を通じた健康づくりのために、地域で行う母と子の料理教室の開催、児童館との連携によるおやつ作り、栄養士による相談を推進します。
44	ひとり親家庭医療費助成事業の充実	ひとり親家庭等の親及び子どもが通院または入院による治療を受けた場合の、都の医療費一部助成制度による助成を継続します。
45	児童扶養手当・特別児童扶養手当の支給	児童の育成と福祉の向上のため、母子家庭または父に一定の障害のある子どもを育てている家庭、または障害のある児童がいる家庭の支給を継続します。
46	保護者の教育費の負担軽減	移動教室費用補助等、保護者の教育費の負担軽減を継続します。
47	要保護及び準要保護児童生徒援助費の充実	要保護及び準要保護の児童生徒への援助費の充実を継続します。
48	心身障害者(児)福祉手当等の継続	しょうがいのある子どもがいる世帯の、経済的負担を軽減するための手当などを継続します。
49	重度手当支給の継続	重度手当の支給を継続します。
50	特別障害者手当等給付の継続	国制度としての、特別障害者手当等給付を継続します。
51	児童育成手当支給事業の継続	国立市児童育成手当条例に基づく手当支給を継続します。
52	国立市教育関係者連絡会議の開催	公・私立学校の関係者を中心とした情報交換の場の設定など、公立、私立一緒の場で、国立市における教育について、定期的に話し合う機会を推進します。
53	★子育て相談事業の充実	子ども家庭支援センターの開設により、福祉・保健・教育などのさまざまな機関で行われている子育てに関する様々な相談事業について、総合相談窓口を開設し相談事業の一層の推進を図ります。
54	子育て相談担当の研修事業の推進	福祉・保健・教育など、さまざまな機関の子育て相談担当者の、研修充実を図ります。
55	急病・救急医療の情報提供	夜間及び休日などにおける急病患者の初期治療が円滑に行えるよう、情報提供の充実を図り、安心して子育てができるように支援します。東京都が実施する救急医療体制整備(東京ER)の情報等を収集し、情報提供を促進します。
56	療育・教育相談事業の推進	教育相談事業については、電話・来所・巡回等の多様な形態での相談を実施しています。保護者と教育委員会が連携を図り、子どもにとって最善の指導方法の実施に努めます。
57	学校図書館の充実	図書員の全校配置など、子どもの読書環境整備を行っています。今後は、各校の蔵書の更新拡充を計画的に進め、学習センター機能の充実を図ります。

No.	施策項目	事業内容
58	部活動と地域の連携協力	市民、NPOなどの協力により部活動を活性化するために必要な支援者の役割、支援者の確保、運営の方法などを推進します。
59	夏・冬・春休み事業の推進	児童館では、季節に合わせた事業、キャンプ等の事業を実施しています。子どもに関する課題の一つである長期休みの居場所について、より子どものニーズにあった事業の展開を推進します。
60	地区育成会への支援	ソフトボール、各育成会ごとの様々な事業、文集の発行などの事業を行っている育成会を支援します。
61	子ども体験・交流事業の推進	子育て支援課で取り組んでいるキャンプなどの様々な体験を通して、創意工夫や規範意識の育成を図り、心身ともに豊かな子どもを育成するための事業を推進します。
62	世代間交流事業の推進	世代間交流、特に祖父母の代と子どもたちの交流を推進するための様々な催しや講座の拡大に努めます。
63	両親学級の開催	妊婦やその夫を対象に、子どもの育ちや育て方など育児に関する知識や親性を育む場となる両親学級を開催し、あわせて親の健康づくりなどの相談の場の提供を推進します。
64	子育てパンフレットの配布	母親学級で行っている、子育てをはじめた親、特にはじめての親に子どもの育ちや子育てについてのアドバイスを載せたパンフレットの配布を継続します。
65	先輩ママパパの子育て相談の実施	児童館や学童の子育て広場等に、地域の子育て経験者(先輩ママパパ)に入ってもらい、子育て相談の実施を推進します。
66	保育所における父母教室の開催	保育所が行う在園児の父母教室とともに、これから子どもを持つ親に子どもの育ちを体験してもらうため、保育所で実際の子どもたちとの触れ合いを中心とした父母教室の開催を保健センターと連携をとって推進します。
67	★妊婦・乳幼児健康診査の推進	健康状態の確認、疾病の早期発見に努め、乳幼児の健康保持と増進を図るため、妊婦乳幼児健康診査などの充実を図ります。
68	父親向け教室開催の充実	現在行われている、公民館の「男性の料理教室」などの事業の一層の充実を図ります。
69	ミニ講演会開催などへの支援	P T A、地区育成会共催の事業を、「家庭教育学習会」として補助しており、今後も、子育てサークルとの連携した講演会などへの支援を推進します。
70	地域子育てサークルの育成事業の推進	市内で個々に活動している子育てサークルを把握し、孤立化しがちな子育て中の親たちのため、情報交換・交流など活動の場の提供、サークルのネットワーク化を図り、育成を推進します。
71	★母子保健相談事業の推進	母親などに対し育児相談を行うことで不安の解消を図り、乳幼児の正常な発育・発達が促されるように支援するため、現在、実施されている「妊婦健康相談」「産婦健康相談」「乳幼児健康相談」「電話相談」などの充実を図ります。
72	母子保健連絡会の充実	母子保健事業の推進を図るため、保育園や幼稚園、学校等の子どもに関わる機関の職員を対象にした研修や連絡組織を持ち、充実を図ります。
73	母子健康教育事業の推進	妊産婦や乳幼児の健康増進のため、妊娠、出産、育児などに関し、必要な知識や情報の普及、さらに仲間づくりを支援するため、現在、実施されている事業の充実を図ります。
74	歯科健康教育事業の推進	妊婦、乳児、児童、成人など対象者にあわせた歯科衛生教育を実施することにより、歯の健康に気をつけて大切にすることを育て、健康な生活がおくれるよう支援します。
75	★予防接種事業の推進	各種予防接種に関する正しい知識の普及・啓発に努め、乳幼児を感染症の疾病から守るため、接種率の維持・向上を図ります。また、実施にあたっては、医療機関との連携を図りながら、受診しやすい環境整備に努めます。
76	巡回相談の充実	巡回による療育、育児相談の充実を図ります。

No.	施策項目	事業内容
77	子育て各種講座の充実	妊娠、出産、子育ての確かな知識を伝えるため、各種講座の充実を図ります。
78	子ども向けの広報事業の充実	市のホームページ開設、市報の発行など様々な広報に、子ども参画を進めた形での広報づくりを推進します。
79	「子育て施設・遊び場マップ」の作成	市内の子育てグループ等にも参加してもらい、子どもたちが遊べる施設や場所などの情報を掲載した「子育て施設・遊び場マップ」の作成・配布に努め、施設の有効利用を図ります。
80	しょうがいのある子の親への支援	ホームヘルパー派遣事業を継続します。
81	保育内容・運営等情報サービスの提供	ホームページや広報を通じて各保育所における保育の内容や運営などの情報のサービスを提供。「保育所のしおり」「くにたちの保育園」の充実を図ります。また、ホームページでの情報提供を推進します。
82	障害児保育の充実	障害児も地域の保育所、幼稚園、学童保育所に入ることを推進します。また、指導相談の充実に努めます。
83	★学童保育所運営の充実	保育を必要とする小学校3年生までの児童を対象に、事業内容の充実を図ります。
84	延長保育の実施	保護者の就労形態の多様化、通勤時間の増加などによる、延長保育を実施します。
85	学童保育施設の整備	帰宅までの間の我が家という気持ちで過ごせる空間の工夫と施設の整備促進、入所児童数増への適切な対応を図ります。
86	子育てしやすい労働環境整備に向け検討するための情報提供	法的整備は進んでいるが、就業規則の作成を義務付けされていない中小零細企業へ検討に向けた情報提供を行います。
87	子育て支援団体との連携強化	子育て支援のNPOや、子育ての自主的グループとの積極的協力関係を推進します。子育て支援団体はそれぞれが独自の活動をしており、子育てネットワーク構築の中で相互の連携を深めるよう働きかけます。
88	ひとり親家庭のホームヘルパー事業の充実	ひとり親の子育てや家事などの負担を軽減するためのホームヘルパーの派遣などの事業を推進します。
89	助産施設入所委託事業の推進	出産費用に困窮する妊婦を助産施設に入所させ、母子の健康の増進に努めます。
90	母子生活支援施設措置等委託事業の推進	保護が必要な母子を母子生活支援施設に措置し、母親とともに児童の福祉向上を図り、世帯が自立して社会生活ができるように支援を図ります。
91	しょうがい児緊急入所事業の充実	しょうがいのある子どもや、その家族の生活を支援するための緊急入所事業の充実を図ります。
92	しょうがいのある子どもへの支援	しょうがいのある子どものいる家庭へのケースワーカーによる相談と、ホームヘルパー派遣事業を推進します。
93	療育の必要な子どもへの支援	健康診断等で発達遅滞のある未就学児に対して、相談指導や親子の遊びの教室「くれよん」、「ばすてる」の充実を図ります。
94	しょうがい児の幼稚園入園に対する支援の推進	しょうがいのある子どもを受け入れている幼稚園への補助を推進します。
95	幼稚園、保育園、学童保育所への通訳派遣	コミュニケーションが難しい外国人幼児への通訳派遣を推進します。
96	子育てに関する広報事業の拡充	子育て家庭同士や地域とを結びつけるため、子育てネットワークを構築し、情報交換の方法として、広報誌・ホームページの活用を推進します。

No.	施策項目	事業内容
97	子育て情報紙の発行	子育てサークルや保育所、幼稚園などの施設情報、子育てに役立つ種々の情報を掲載した子育て情報紙の発行を推進し、子育てのホームページの開設などを通して今後情報発信及び子育ての談話室になるよう推進します。
98	不登校児などへの施策の充実	スクールカウンセラーを週1回、市内すべての小・中学校に派遣し、不登校児童・生徒や保護者・教員への相談業務を行っています。また、教育相談室での電話相談や、来所相談、小・中学生対象の適応指導教室の充実を図ります。
99	小・中学校区の子どもマップの作成	子どもが生活するのに必要な地域環境マップを、子育てグループやNPOと共同での作成を推進します。
100	通学路、通園路の安全確保	住宅地の歩道のない道路や狭い道路、特に通学路の交差点部分に、緑化による低い生垣を設けてもらうPR活動を行うことにより交差点部分の視界が広がり、子どもたちもドライバーもお互いの存在を早く確認できるため、交通事故の減少に役立ち、また、緑化の推進や景観の創出に役立つことから、市民の協力を得ながら緑化による安全確保を推進します。
101	交通安全教育の推進	各校で年間の指導計画を作成している交通安全教育について、計画的に取り組むとともに、家庭教育との関連を図ります。
102	子どもへのあらゆる暴力を根絶するまちづくりの推進	防犯、さらに交通事故、いじめなど暴力から子どもを守り、子どもが安心して暮らせるまちづくりを推進します。
103	防犯に配慮したまちづくりの推進	自治会や防犯協会など市民と連携して、防犯に配慮したまちづくりを推進します。
104	男性の2次活動(仕事以外)を支援する学習機会の充実	男性による、地域でのボランティアなどを支援する学習会や広報を充実します。
105	研修の体系化と各種研修の推進	保育、教育関係者が幅広い分野で体験や知識の交換や学習を通じて交流を深め、お互いの資質向上になるよう、各種研修や体験学習の機会の充実に努めます。
106	農業体験の充実	稲作体験やわれら稲作人などの活動を始めとして、市内農業者の協力による子どもたちの農業体験の充実を図ります。
107	わくわく塾くにたちの利用促進	現在行っている職員による出前講座を、幼稚園・保育園の親子や小・中学校の子どもが利用しやすい形として推進します。
108	子ども芸術体験の充実	児童館、芸術小ホール、郷土館などの子ども対象の事業の充実を図ります。
109	読み聞かせリーダー養成	子どもが読書に親しむきっかけともなる、「読み聞かせリーダー」育成を充実します。
110	子ども向け事業の推進	図書館における毎週のお話会等に加え、季節の行事を中央館、分館、各分室で実施し、さらに映画会なども加えた行事を一層推進します。また、芸術小ホールや体育館、郷土館の子ども向け事業も現在実施されていますが、事業について一層の充実を図ります。
111	子育て中の女性の社会・地域活動参加への支援	保育を必要とする子どもを持つ母親が、地域で積極的な活動ができるよう、公民館の「子どもを育て、自分を育てる」講座などを通して支援します。
112	ビオトープの設置推進	おとなや子どもが、一緒に動植物の保全・創出を目的とするビオトープの設置を推進します。
113	図書館の充実	子どもたちの心の成長にとって大切な、本への関心を高めるため、図書館や小学校などでお話をしてくださる市民を育てるための講座を開催し、お話の輪を広げます。
114	北市民プラザの利用推進	現在北プラザでは利用拡大を図っているところであり、よりよく利用されるよう一層の充実を図ります。また、図書館の分館としても今後一層の利用推進に努めます。
115	南市民プラザの利用推進	火曜日の休館日以外は開放事業として図書室等を開室しており、この事業を継続し、毎週の行事についても一層充実していきます。
116	環境教育の推進	学校教育においては、社会科や総合的な学習の時間を中心に、身近な環境から地球規模の環境学習を実施しており、今後はカリキュラムの充実を図ります。また、青柳崖線の緑、ママ下湧水など国立の貴重な自然環境を保全するため、子どもたちを巻き込んだエコロジカルネットワークなど保全・創出活動の推進に努めます。

No.	施策項目	事業内容
117	学校におけるごみ減量・資源化啓発学習の推進	循環型社会形成の必要性を次世代を担う子どもに伝えていくために、学校では社会科、家庭科を中心にゴミ問題や、リサイクルについて学習しています。今後も家庭・地域と連携した取り組みを推進します。
118	桜守事業の推進	平成12年度より、大学通り緑地帯の桜の樹勢回復運動を市民ボランティアと行政と協働により実施しています。平成14年度からは市民ボランティアが主体的に、小学生等と一緒に実施しており、今後も多くの市民や子ども達と継続的に実施していきます。
119	★子どもの権利に関する条例の検討	子ども施策の中でも最も重要なものの一つとして挙げられるのが、「子どもの権利条約」であり、これに関連した取り組みとして、今後、市民参加による、子どもの権利に関する条例の検討委員会を、特に子ども参加という点をふまえ設置検討します。
120	子ども家庭支援センターの拡充	平成15年度に開設した子ども家庭支援センターは平成20年度に先駆型に移行しました。国立市の子育て・子育て相談や子育てグループの育成支援、児童虐待対応のネットワークの充実を図ります。
121	子ども情報ページの充実	国立市のホームページとリンクした、子ども対象ホームページの充実を図ります。
122	★子どもによる公共施設の利用促進	既存の施設の利用条件を、子どもだけでも利用できるような形に緩和しながら、公共施設の活用を図ります。
123	子ども参画による生涯学習事業の展開	子どもを対象とした事業については、現状では児童館を中心として展開されており、今後生涯学習事業の企画・運営や子ども自身の参画を検討します。
124	子ども参画による広報誌作り	市報や「くにたちの教育」などの広報、取材や紙面づくりへの子ども参加の推進を図ります。
125	公園等遊べる施設の整備	公園が子どものたまり場の機能を持てるよう、また幼児から高齢者までが利用できるような施設の整備、充実を図ります。
126	公共施設開放の推進	現在学童保育所の午前開放、児童館の中高校生タイムなど、施設開放を促進しています。
127	★保育所入所枠の拡大	保育所入所枠の拡大を図ります。
128	プレイリーダーの育成	新たに子ども事業についてのリーダーとなる人材を養成していくことで、地域で活動するボランティアリーダーの養成に努めます。
129	社会教育事業への参加推進	子ども対象とした児童館での事業と共に、社会教育事業への参加を促す取り組みを検討します。
130	★子ども宿泊施設の検討	子どもたちが集い、ルールを重んじながら共に宿泊できる公共施設の検討を行います。
131	しょうがい者、異年齢世代との交流事業の実施	公民館青年室において、しょうがい者、異年齢世代とともに活動を行う事業の推進を図ります。
132	地域の人材発掘・活用	地域での子どもの活動を見守り、応援する市民の発掘とともに、活動への参加を促す体制づくりに努めます。
133	育児支援サポーター事業の実施	出産直後および養育困難家庭に対して、ヘルパーを派遣し、支援を推進します。
134	★一時保育の充実	2保育園において事前予約により各園一日定員7名の一時保育を実施しています。今後、実施園数や定員の増などの充実を図り利用増に対応します。
135	ファミリーサポートセンターの充実	仕事と育児の両立ほか子育て中の親支援のための環境整備の一環として、充実を図ります。
136	★乳幼児健康支援デイサービス事業(病児・病後児保育)の充実	仕事と子育ての両立支援として、保育所入所児が病気回復期及び、回復期までには至らないが、当面病状の急変はないと医師に診断された状態にあつて、集団保育が無理な場合、医療機関に併設された保育施設において一時的に保育を行う事業を充実します。

No.	施策項目	事業内容
137	児童館・学童保育との連携強化	子どもの自由な交流のため児童館、学童保育所の連携強化を図ります。
138	防犯の強化	市内公立学校関係者によるパトロール、朝の投稿指導を実施するとともに、自治会や防犯協会など市民と連携して、内容の充実を図ります。
139	コミュニティバスの運行	交通不便地域の解消や交通弱者の移動手段の確保を行うため、平成15年3月から北ルート、北西中ルートにコミュニティバスの運行を開始し、平成18年4月からは南部地域の青柳・泉ルートにもコミュニティバスの運行を開始しました。
140	図書館、学校図書館のネットワーク化推進	図書館より学校図書館への本の貸し出しは既の実施されており、小学校へはクラスごとに団体貸出を行っています。今後は、各学校の図書担当者との定期的な打合せを含め、資料とサービスのネットワーク化の推進を検討します。
141	各種スポーツ事業の充実	体育館、生涯学習課で行っている子ども対象の社会体育事業の一層の充実を図ります。
142	民間等のグラウンド利用の推進	現行では、郵政研修所などの施設利用を実施していますが、今後も市内の民間、大学等の施設利用推進を働きかけます。
143	公園等の整備・充実	公園に、水辺や緑などの自然に関わることができるルートや城山公園の散策路などの整備充実を図ります。
144	親子施設見学会の開催	市内にある公園や運動施設等を知ってもらうため、親子が共に学べる見学会の実施を検討します。
145	★オンブズパーソン制度の検討	子どもの権利擁護の立場で、子どもたちが日々安心して安全に暮らせることを保障するため、支援などを行うオンブズパーソン制度の検討を行います。
146	図書館利用者交流会の開催	カウンターで聞いたり、図書館入り口の投書箱「声のポスト」を通じていただいている利用者の意見、要望の反映にとどまらず、選書や運営について、利用者の意見を聞く場を設けます。
147	流域下水道処理場広場等の整備	バスケットゴール近くへの照明の設置や愛称募集、交通アクセスなど流域下水道処理場広場周辺の整備を進めます。
148	外国語パンフレットの充実	市民、NPOとの連携により、市内に住む外国人に、入学手続きや学校生活に必要な情報が伝えられるよう、パンフレットの充実を図ります。
149	★簡易スポーツ施設の検討	現行の公園内、もしくは駅前高架化に伴う敷地内などへのスペースの確保による、ミニバスケットコートを設置など、気軽にできるスポーツの場を検討します。
150	★青少年海外派遣基金活用の検討	青少年海外派遣基金について、その活用方法について検討します。
151	地域子育て協議会の検討	子育て家庭同士、さらに地域で子育てに関心を持っている人などを繋ぐ、「子育てグループのつどい」開催を検討します。
152	子ども自身が相談できる体制の拡充	子ども自身が相談員になるだけでなく、子ども同士も含め、電話・インターネットによって相談できる体制を検討します。子どもの判断力、コミュニケーション能力を育成することが十分できていない現状では、十分な成果が期待できないと考えられます。また、研修等についても十分検討する必要があります。相談事業については、子ども家庭支援センターの相談業務で取り組んでいます。
153	音楽練習室の設置	北市民プラザ音楽練習室の、子ども向け利用促進と、南市民プラザに新たな音楽練習室の設置を検討します。
154	★冒険遊び場(プレイパーク)常設化の検討	子どもが自由に遊べる、常設の冒険遊び場を検討します。
155	国立駅前に図書館の設置の検討	児童サービスを含めた駅前図書館の設置を検討します。
156	国立駅周辺への乳幼児施設の設置の検討	交通アクセスの良い場所を使った、乳幼児の相談、一時的保育、たまり場の設置を検討します。

No.	施策項目	事業内容
157	遊びと体験学習の場の充実	既存の施設の活用を図りながら、自然体験活動の充実、生態系などを学びながら環境問題や自然保護意識の高揚、子どもたちの安全で快適な居場所づくりの推進を検討します。
158	インターンシップ制度の検討	市内の商工業者の協力を得て、就職前就労体験ができる制度の導入を検討します。
159	★図書館の子どもスペースの拡充	現在の子どものスペースの拡充とともに、中高生の図書館の利用の推進を検討します。
160	子育て教室の開催	「離乳食教室」や「1歳の赤ちゃん教室」を通して育児方法や発達・成長について学ぶ機会を推進します。
161	休日保育の検討	親の就業形態の多様化から、仕事と子育ての両立支援として、日曜日や祝日などの休日の保育を行う事業を検討します。
162	外国語の翻訳サービスシステムの整備	保育所や幼稚園、学校などから配布されるさまざまな文章を、各国語に翻訳をするサービスを検討します。
163	子どもの緊急避難場所の推進	子どもがふいに襲われたりしたときなどに逃げ込める家にステッカーなどを貼ってもらい、子どもの避難場所とする事業を推進します。
164	いじめ等の防止を図る体制の充実	いじめや不登校など何か問題に遭遇した子どもたちを早期に発見し、その原因を保護者とともに取り除く体制の充実を図ります。

前計画策定後に開始した施策

施策項目	事業内容
メール配信維持管理事務	不審者・防犯・その他の情報を電子メールにより登録者に伝達するシステム。「くにあちメール配信」の維持管理、及びシステム運営会議の事務局を情報システム係が担当している。不審者、防犯情報については、主に警察情報、および学校指導課・児童課等の庁内で把握している不審者情報を市民協働推進課が集約し配信している。
子ども（小・中学校児童）への医療費助成の充実・推進	子ども（小・中学校児童）の健やかな成長と、保護者の経済的負担の軽減を図るため、医療費の助成の充実・推進に努めます。
親子で共有の時間を持つ事業の推進	親が子どもと共有の時間を持ち、他の親子（参加者）と交流することにより、大人が何をしなくてはならないかを感じ取り、学ぶ機会となるよう実施する。親子で遊び方を考えながら協力しあい、楽しめる運動・科学遊び・音楽などを計画していく。平成18年度から行っていた保護者向け事業「子どもの世界 親の世界」の内容を見直し、親子向けにしたものです。
中学生への納税理解の促進	全国納税貯蓄組合連合会主催・国税庁後援「中学生の「税についての作文」」及び、全国間税会総連合会主催・(財)大蔵財務協会後援「中学生の「税の標語」」の応募作品から、市立中学校の生徒の作品に対し、市長賞（賞状・額・図書券）を授与することにより、次代を担う中学校の生徒に税への関心と理解を深めてもらう。
赤ちゃん・ふらっと事業の推進	東京都の「乳幼児を持つ親が安心して外出できる環境の整備事業」実施要綱に基づき、次の5項の要件を満たす「赤ちゃん・ふらっと」を設置し、運営管理を行うとともに都が交付する適合証を表示し、市民にその所在を広く周知する事業。（ア）授乳ができる設備、（イ）ベビーベッド等のおむつ替えができる設備、（ウ）調乳用の給湯設備、（エ）調乳、授乳、おむつ替えの前後に手洗いができる設備、（オ）冷暖房設備 平成21年10月より国立市役所、国立市子ども家庭支援センター、国立市公民館の3か所に「赤ちゃん・ふらっと」を設置、開始しています。
こんにちは赤ちゃん事業	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問（新生児訪問を実施した家庭は除く）し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供等を行うとともに、親子の心身の状況や養育環境等の把握や助言を行い、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供につなげています。
子ども家庭支援ネットワーク連絡会の設置	要保護児童等の早期発見、並びに要保護児童の適切な保護及び要支援児童等への適切な支援を円滑に実施するための関係機関の連絡会として設置。
子どもの居場所づくり事業 補助金交付事業	将来を担う子どもたちが、地域の人のふれあいによって、豊かな人間性や社会性を身に付け、たくましく成長することができるよう、地域における子どもの居場所づくり事業を実施する団体に対して補助金を交付しています。

前計画のうち削除・統合となった施策

施策項目	事業内容	備考
妊婦の健康づくり事業の推進	妊婦を対象に、子どもの育ちや育て方など育児に関する知識や情報を普及する、いわゆるプレママ教室を開催し、あわせて親同士の仲間づくり、子育てなどの相談の場の提供を推進します。	No.63へ統合
外国語通訳派遣の充実	現行の60時間とは別に、親と学校をつなぐ通訳制度を検討します。	No.10へ統合
子どもの文化振興活動助成金事業の推進	財団による、子ども対象とした文化スポーツ活動に対する支援に努めます。	削除
学校へのパソコン設置と充実	学校でのパソコン活用環境の一層の充実を目指し、またネットワーク化社会に対応できるよう努めます。	No.29へ統合
幼・保・小・中学校の交流・連携の推進	保育園や幼稚園を利用して、小学生や中学生が乳幼児とふれあいを体験するなどの、実施校を増やすことや、教員間の交流を図ります。	No.23へ統合
ノーマライゼーションの普及・啓発	障害に対する理解を深める活動は、現在主に心障学級設置校を中心に交流活動として行われています。今後は実施校を増やすと共に養護学校との連携、広報での普及啓発に努めます。また、保育園、学童保育所で障害児保育の充実を図っているところですが、今後は、児童館事業での交流を推進します。	No.11へ統合
地域子ども関連団体への支援の推進	小学校区ごとにある青少年地区育成会への補助の継続とともに、子どもに関わる団体への支援を図ります。	No.60へ統合
子育て仲間づくり事業の充実	学童保育所の午前中開放など、場所の提供や情報の交換などの事業を通して、子育て中の方々が気軽に集い打ち合わせ、情報交換できる場づくりに努めます。	No.21へ統合
父親と母親のための母性と育児に関する意識の普及	男女ともに妊娠、出産や子育ての意義について理解と協力が得られるような講座等の開催に努めます。現在、実施している母親学級（プレママ教室）の中で父親の参加も受け入れています。育児意識を高めるよう、引き続き講座の充実を図ります。	No.63へ統合
労働時間短縮（勤務時間の短縮等の周知・支援）の推進	子育てに対する家庭の重要性を認識し、家族が一緒に過ごす時間を多く持てるように労働時間短縮についての企業への啓発、さらに実施した企業に対しての支援推進を図ります。	No.86へ統合
再雇用情報の提供	出産・育児による離職者に対する再雇用情報の提供を推進します。	No.86へ統合
育児休業相談推進支援事業の推進	育児休業の奨励や、子どもにやさしい職場環境の整備を推進している事業所を、優良企業として、事業所の支援推進を図ります。	No.86へ統合
母性父性機能を守る環境保全の推進	環境ホルモンなどにより性機能の低下が叫ばれている現在、性機能を守るための環境保全を推進します。環境ホルモンが人体に与える影響等について、ウェルカム赤ちゃん教室等で情報提供を行います。	No.63へ統合
ひとり親家庭等医療費助成事業の充実	ひとり親家庭に対しての医療費を助成し、家庭における児童の育成と福祉向上を図ります。	削除 No.44と重複
ひとり親家庭休養事業の充実	ひとり親家庭の親子のふれあいを推進します。	削除 H20事業廃止
障害児がいる世帯への手当（特別児童扶養手当）の充実	障害児がいる世帯への支援の充実を図ります。	削除 No.48と重複
障害児に対する支援の充実	保健センターとの連携を図り、障害のある子どものいる家庭への相談活動を充実します。	削除 No.93と重複
スクールカウンセラー派遣の充実	小・中全校へ派遣しているスクールカウンセラーの充実を図ります。	No.99へ統合
環境教育の推進	社会科や総合的な学習の時間を中心に、身近な環境から地球規模の環境学習を実施しており、今後はカリキュラムの作成を推進します。また、青柳崖線の緑、ママ下湧水など国立の貴重な自然環境を保全するため、子ども達も含めたエコロジカルネットワークなどの創出活動の推進に努めます。	No.117へ統合

子どものためのエコマネーへの参加促進	商工振興モデル事業の中で検討中の、エコマネー(地域通貨制度)を通じた市民性の醸成を図ります。	削除
総合的な子ども担当課の設置	子どもに関わる総合的な事業推進課の設置を検討します。	削除(設置済)
ユースワーカー養成事業の推進	子どもの自立と社会性を高める支援とともに、子どもと同じ目線から青少年育成活動を行うユースワーカー養成事業を検討します。	No.129へ統合
母子保健計画の策定	母子保健事業の円滑実施のため各事業の評価を行い、事業計画に基づいた実施を検討します。	削除(策定済)
国際理解研修の充実	中学校で活用されている英語補助講師(ALT)の小学校への活用を検討すると共に、地域の人材の発掘やNPOとの連携に努めます。	No.28へ統合
子ども育成団体への遊び出前事業推進	育成会やPTAなどの集まりに、遊びができる、または遊びのスペシャリスト、ブレイリーダーなどを派遣する事業を検討します。	No.129へ統合
清化園跡地の有効活用の検討	清化園跡地については、庁内での検討や市民の意見を聞きながら、具体的な跡地利用を検討します。	削除
各地域に小さい拠点作りの推進	公共施設だけでなく、市内の店舗の一角を提供してもらい、談話コーナー、パソコンの設置等を通じ、気軽に情報検索できる場、語らいのできる場作りを検討します。	削除 (公共施設へのパソコン設置の進捗と携帯の普及によりほぼ達成されている。)
外国語による広報活動の充実	学校生活に関わる内容のパンフレットを市民、NPOの協力を得て作成を検討します。	No.149と統合
学べる施設の整備	市の現況がわかる模型の設置等を通じて、まちの理解を推進。	削除

第四章 計画策定の経過

1. 国立市子ども総合計画審議会の活動

国立市子ども総合計画審議会委員名簿

分野	所属	氏名	備考
学識経験者	東洋大学	もりた あけみ ◎森田 明美	教授
	子ども教育宝仙大学	はやし ゆきのり 林 幸範	教授 (平成22年9月15日まで)
学校教育関係者	国立音楽大学附属高等学校	ひらさわ はるこ 平澤 晴子	教諭
保育関係者	国立あゆみ保育園	さえき もとゆき ◎佐伯 元行	園長
幼稚園関係者	小百合幼稚園	かわかみ さえこ 川上 冴子	園長
地域教育関係者	青少年育成地区委員会	みかみ しげる 三上 滋	二小地区育成会委員長
	ボーイスカウト 国立第2団	いまい まさひこ 今井 正彦	ボーイ隊長 (現ローバー隊長)
公募選出市民	市民	おはらざわ ゆみこ 小原沢 由美子	社会保険労務士
	市民	まつうら たかはる 松浦 孝治	会社役員
	市民	ふるはた ひろみ 古旗 裕美	主婦

◎ 会長 ○ 副会長

平成21年度は次世代育成支援対策行動計画（後期）について審議

回	年月日	会議の主な内容
1	H.21年5月15日	審議委員への委嘱状交付、会長・副会長選出、ニーズ調査について、今後のスケジュールについて
2	6月26日	ニーズ調査の進捗状況について、目標事業量の検討について
3	7月17日	目標事業量の検討について、ニーズ調査分析結果(第一次)について
4	9月2日	目標事業量の検討について、ニーズ調査分析結果(第一次)について
5	10月5日	事業進捗状況の検討
6	H.22年1月8日	庁内ヒアリングについて、パブリックコメントについて
7	4月16日	(仮)第二次子ども総合計画策定作業について、重点施策進捗状況について
8	7月9日	施策進捗状況評価に関する意見のまとめ、担当課ヒアリングの検討について
9	8月27日	担当課ヒアリングに関する意見のまとめ、新規・重点施策の検討について
10	9月24日	新規・重点施策の検討について
11	10月22日	新規・重点施策の検討について
12	11月26日	新規・重点施策の検討について
13	12月22日	(仮)第二次子ども総合計画案について、パブリックコメントについて
14	H.23年1月28日	パブリックコメントで寄せられた意見について、計画案答申について
15	2月4日	答申について

子ども総合審議会・作業部会 開催経過

回	年月日	会議の主な内容
1	H.21年10月14日	環境整備部会による、事業進捗状況及び重点施策の検討
2	10月22日	子育て支援部会による、事業進捗状況及び重点施策の検討
3	10月23日	成長発達支援部会による、事業進捗状況及び重点施策の検討
4	11月5日	成長発達支援部会による、事業進捗状況及び重点施策の検討
5	11月9日	環境整備部会による、事業進捗状況及び重点施策の検討
6	11月13日	作業部会全体会

庁内推進会議 開催経過

回	年月日	会議の主な内容
1	H.21年2月13日	要綱改正、今後のスケジュールについて、ニーズ調査について
2	5月13日	子ども総合計画審議会について、ニーズ調査について
3	6月26日	ニーズ調査の回収状況について、目標事業量検討について
4	7月17日	目標事業量について
5	9月2日	ニーズ調査概要報告について

6	H. 22 年 1 月 8 日	パブリックコメントについて
7	3 月 19 日	パブリックコメントに対する市の考え方について
8	5 月 10 日	(作業部会)進ちよく状況調査について
9	11 月 19 日	(仮)第二次子ども総合計画策定の進ちよく状況について
10	H. 23 年 2 月 28 日	パブリックコメントに対する市の考え方について

関係課ヒアリング 開催経過(平成 21 年度)

回	年 月 日	ヒアリング対象課・事業
1	H. 21 年 11 月 27 日	[学校指導課] 教育相談、適応指導教室、特別支援教育 [生涯学習課] 放課後遊び場事業 [児童課] 園庭開放、病児・病後児保育、休日保育、ひとり親家庭支援 [保健センター] 乳幼児健診・訪問、母子保健 [しょうがいしゃ支援課] しょうがい児支援施策 [市民協働推進課] 子育て支援分野の市民協働、コミュニティ施設の利用状況
2	12 月 25 日	[子育て支援課] 子育て支援施策全般

関係課ヒアリング 開催経過(平成 22 年度)

回	年 月 日	ヒアリング対象課・事業
1	H. 22 年 7 月 21 日	[子育て支援課] 冒険遊び場について、子ども体験、交流事業について [環境保全課] 簡易スポーツ施設について、冒険遊び場について
2	7 月 25 日	[図書館] 図書館の利用実態について
3	7 月 29 日	[子育て支援課] 利用状況、ニーズについて [保健センター] 現状と課題について
4	8 月 3 日	[子育て支援課・保健センター] イベント、講座等の利用状況と利用者の後の動向、グループ支援・育児不安虐待予防について
5	8 月 5 日	[児童課] イベント、講座等の利用状況と利用者の今後の動向
6	8 月 10 日	[児童課] ひとり親の実態について
7	8 月 11 日	[子育て支援課] 児童館の活動と現状、学童保育所の現状
8	8 月 17 日	[児童課] 手当・医療費助成について
9	8 月 18 日	[学校指導課] 保護者の教育費の負担軽減について [しょうがいしゃ支援課] しょうがい児に対する支援について [児童課] 保育園・幼稚園の現状について
10	8 月 19 日	[学校指導課] 教育関係者連絡会議について スクールカウンセラー、教育相談室、適応指導教室について
11	8 月 24 日	[児童課] 幼稚園について
12	8 月 25 日	[公民館] イベント、講座等の利用状況と利用者の今後の動向について 子育て関連講座企画への考え方について

改正

平成20年9月24日条例第23号

平成21年3月31日条例第5号

(設置)

第1条 国立市子ども総合計画に関する事項を審議するため、国立市子ども総合計画審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 審議会は、市長からの諮問に応じて、次に掲げる事項について審議し、その結果を市長に答申する。

- (1) 子ども総合計画の策定に関すること。
- (2) 子ども総合計画の推進及び評価に関すること。

(組織)

第3条 審議会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者 2人以内
- (2) 学校教育、保育及び幼稚園の関係者 3人以内
- (3) 地域教育の関係者 2人以内
- (4) 公募により選出された市民 3人以内

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、審議会を代表し、会務を主宰する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、副会長がその職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集し、議長となる。

2 審議会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 審議会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見又は説明等を聴くことができる。

(庶務)

第7条 審議会に関する庶務は、子ども家庭部子育て支援課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、市長が定める。

付 則

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

2 国立市非常勤特別職職員の報酬および費用弁償に関する条例(昭和49年11月国立市条例第25号)の一部を次のように改正する。

第2条中第55号を第56号とし、第26号から第54号までを1号ずつ繰り下げ、第25号の次に次の1号を加える。

(26) 子ども総合計画推進委員会委員

第4条中「第52号」を「第53号」に改める。

第5条中「第53号」を「第54号」に、「第55号」を「第56号」に改める。

別表第2中

「 社会教育委員	” 9,100円」
----------	-----------

を

「 社会教育委員	” 9,100円
子ども総合計画推進委員会委員	” 9,100円」

に改める。

付 則 (平成20年9月24日条例第23号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成20年11月1日から施行する。

付 則 (平成21年3月31日条例第5号)

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

2 国立市非常勤特別職職員の報酬および費用弁償に関する条例(昭和49年11月国立市条例第25号)の一部を次のように改正する。

第2条第28号中「子ども総合計画推進委員会委員」を「子ども総合計画審議会委員」に改める。

別表第2職名の欄中

「

子ども総合計画推進委員会委員

」

を

「

子ども総合計画審議会委員

」

に改める。

改正

平成18年5月8日訓令第18号

平成21年3月31日訓令第36号

(設置目的)

第1条 国立市子ども総合計画を推進するために、国立市子ども総合計画推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 推進会議は、次の各号に掲げる事項について調査・検討し、その結果を市長に報告する。

- (1) 国立市子ども総合計画の推進のための評価に関する事項
- (2) 国立市子ども総合計画の推進に関する事項

(構成)

第3条 推進会議は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。

- (1) 委員長は、子ども家庭部長をもって充てる。
- (2) 副委員長は、子育て支援課長をもって充てる。
- (3) 委員は、別表に掲げる職にある者とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員長は、推進会議を代表し、会務を統括する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 推進会議は、委員長が招集し、議長となる。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、所掌事項に関係のある職員等の出席を求めることができる。

(作業部会)

第6条 推進会議に必要な応じ作業部会を設置することができる。

- 2 作業部会は、必要があると認めるときは、関係職員等の出席を求めることができる。

(庶務)

第7条 推進会議の庶務は、子ども家庭部子育て支援課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に必要な事項は、委員長が定める。

付 則

この要綱は、平成16年12月9日から施行する。

付 則 (平成18年5月8日訓令第18号)

この要綱は、平成18年5月8日から施行する。

付 則 (平成21年3月31日訓令第36号)

- 1 この訓令は、平成21年3月31日から施行する。(後略)
- 2 (前略) 第62条の規定による改正後の国立市子ども総合計画推進会議設置要綱の規定(中略)は、平成20年11月1日から適用する。

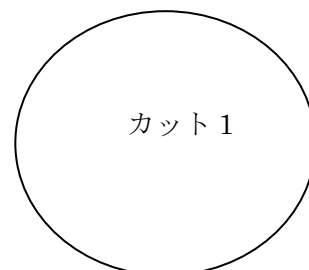
別表

企画部特命担当課長
総務部職員課長
健康福祉部しょうがいしゃ支援課長
健康福祉部保健センター所長
子ども家庭部児童課長
生活環境部市民協働推進課長
生活環境部環境保全課長
都市振興部産業振興課長
教育委員会学校指導課長
教育委員会生涯学習課長
教育委員会くにたち中央図書館長

2. 子ども調査隊の活動

(1) 子ども調査隊の活動について

国立市子ども調査隊は、計画の当事者である子どもたちの参加を得て、子どものニーズを子どもたち自らが調査をすることを目的に、公募により集まった国立市の子どもたちの活動グループです。平成21年7月の市報に募集記事を掲載し、小学生から高校生までの13名が参加して活動しました。



(2) 活動経過

	日 時	場 所	内 容	参加人数
①	8月28日(金) 9:30~12:00	市役所	自己紹介, 子ども総合計画の概要, 子ども調査隊の役割と活動について, 「国立市は〇〇〇です」	10人
②	9月27日(日) 9:30~12:00	市役所	子ども調査隊として調べたいことと, そのために必要な準備や調査内容・スケジュールについて	7人
③	10月25日(日) 9:30~12:00	市役所	国立駅周辺のまちづくり計画について知る, 施設見学準備	9人
④	11月22日(日) 9:00~17:00	川崎市・町田市	子ども夢パーク(川崎市)と子どもセンターぱお(町田市)の見学	9人
⑤	12月6日(日) 9:30~12:00	市役所	まとめと感想	7人

(3) 活動記録抜粋

【第1回より、「国立市は〇〇〇です」 抜粋】

参加した子どもたちに国立市はどんなところか?何があるか?について意見を出してもらおう。

(子どもたちの意見)

- ・しょうがいを持った人が多い
- ・南武線の南側に自然が多い(北側にも自然が欲しい)
- ・さくら通りがきれい
- ・「しょうがいしゃがあたりまえに暮らすまち宣
- ・車いすの人が多い
- ・住基ネットに接続していない
- ・桜がきれい
- ・小学校が多く、中学校が少ない

言」がある

- ・都立高校が少ない
- ・文教地区に指定されている
- ・マンションばかり
- ・選挙カーがうるさい
- ・町の中がうるさい
- ・スポーツ自転車とスポーツ車いすが速くて怖い。(多摩川サイクリングコース)
- ・大型の電器専門店がない
- ・乗換駅がない
- ・信号がないところがある
- ・公園がたくさんある
- ・きれいな川がある
- ・駅の工事がうるさい
- ・時計屋がない
- ・車いすで入れないお店が多い
- ・公園に遊具が少ない
- ・デパートがない

【第3回活動】

市担当職員による、国立駅周辺まちづくり計画についてパワーポイント、模型を使った説明。

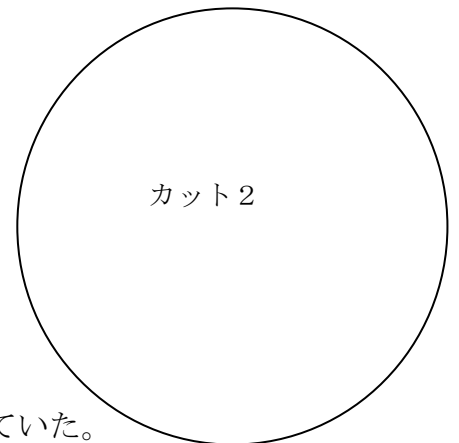
【第4回より、施設見学まとめ・感想 抜粋】

(施設見学のポイント)

- ・この施設のいいと思うことはどこか。
- ・子どもはこの施設の企画や運営にどう関わっているか。
- ・自分がこの施設を利用するとしたら、何をしたいか。
- ・「自分ならこうするのに」という点はどんなところか。

(子どもたちの感想)

- ・施設のルールやイベントを子どもたちで相談し、考えていた。
- ・「子ども夢横丁」で店を出したい。
- ・今までとはまったく違う感じの施設で、子どもが深く関わりを持っていた。
- ・自分なら赤ちゃんのための施設を作りたいと思った。
- ・子どもたちが自由で楽しそうに過ごしているのがほほえましかった。
- ・10年間かけて「ばお」を作ったと言っていたので、国立に作る時もそのくらいの気持ちで、いろんな人の意見が取り入れられたらいいと思った。
- ・決まったことではないことができるのがいい。
- ・子どもがすべて決めているから、全部子どもが「楽しい」と思えるものになっている。
- ・国立にこんな広い広場はできないかもしれないけど、とても楽しそうでいいと思った。
- ・国立市にこんなのができたら、すごく楽しい。子どもが遊ぶところは、子どもが考えた方がいいんだなと思った。



※カット 子ども調査隊

3. 次世代育成支援対策行動計画（後期計画）の目標事業量

事業名	事業の内容	平成21年度実施状況	平成26年度目標事業量
通常保育事業	11時間の開所時間を基本時間とし、保育する事業。	認可保育園11園(1,095人) 認証保育所3園(84人) 家庭福祉員2名(5人) ()は入所児童数	認可保育園11園(1,132人) 認証保育所3園(84人) 家庭福祉員3名(8人) ()は入所児童数
延長保育事業	保護者の勤務地、勤務時間等により11時間の開所時間を超えての保育需要に対応するために実施する事業。国立市では開所時間後、1時間の延長保育を実施している。	11園 179名	11園 見込数200名
休日保育事業	日曜・祝日に保護者の勤務等により児童が保育に欠ける場合の保育需要に対応するための事業。	未実施	1園 定員20名
乳幼児健康支援一時預かり事業（病後児保育）施設型	家庭において、看護を受けられない児童または保育に欠ける児童が病気の回復期にあつて、集団保育を受けることが困難な児童に対応するための事業。	1園 定員4名	2園 定員8名
ファミリーサポートセンター事業	仕事と子育ての両立支援事業。子育ての支援を受けたい人（利用会員）と、子育てを支援したい人（支援会員）とをつなげ、相互調整を行い、仕事と子育ての両立支援をめざす。	1ヶ所	継続実施
子育て短期支援事業（トワイライトステイ）	保護者が仕事その他の理由により帰宅が夜間にわたる場合等、子どもを夜10時まで預かる事業。	未実施	1か所 定員3名

子育て短期支援事業（ショートステイ）	疾病、けが等様々な事情で、家庭での子どもの養育が困難となったとき、7日間程度、児童擁護施設等に預かり、養育・保護する事業。	未実施	1か所 定員 2名
放課後児童健全育成事業（学童保育）	学童保育事業のこと。	7か所 定員410名 入所児童数564名	13か所 定員495名
一時保育事業	急な用事や冠婚葬祭、育児疲れのリフレッシュなど、一時的に子どもを養育できないときに、昼間預かる制度。	2か所 定員 14名	3か所 定員 19名

※ 夜間保育事業

実施予定なし

※ 乳幼児健康支援一時預かり事業(病後児保育)派遣型

実施予定なし

※ 特定保育事業

一時保育事業で対応

※ 地域子育て支援センター事業(子育て広場事業 B 型)

子育て広場事業 A 型で対応

※ つどいの広場事業(子育て広場事業 C 型)

子育て広場事業 A 型で対応

4. 計画の策定に携わって(審議会委員感想)

佐伯委員

私はこの第二次計画の策定に関わらせて頂く中で、まず自分が30年近く福祉関連の仕事をしているのに、この200近くにも及ぶ事業項目の大部分をたいして知りもしなかったこと。そして関連施設・部署を見学、ヒアリングさせて頂く中でそこで日々懸命に働いている方がいること。しかしながら問題点を解決するに当たって、権限が国・東京都・国立市と分かれ、市の努力においてできることには限りがあり、また権限があつたとしても予算の問題が大きく立ちはだかることを改めて強く感じました。こんな中、審議会ができることは微々たるものかも知れませんが、少しでも国立市の子どもの状況がよくなるよう努力したつもりではあります。

今後は重点施策を中心に、この計画がきちんと実施されることを望むとともに、やはり市民一人一人が未来の日本を背負って立つ子ども達のことに関心を持ち、自治体レベルでも必要な施策がタイムリーに打てるようなしくみ作りを、国政レベルで行えるようにしていかなければならないことを痛感しました。

最後にいろいろお世話になりました、森田会長、委員、事務局の皆様にご感謝申し上げます。

平澤委員

「自分らしく輝く」とはなんと素敵なことなのでしょう。この素晴らしいタイトルの内容をより充実したものにするために、審議会委員として少しはお役に立てたのだろうかと思自問自答しております。参加させていただいた当初は国立市民でありながら、施策にまったく疎く、行政の基本的な仕組みすら身近には感じるできませんでした。会を重ねるにつれていいん会長の森田先生はじめ、各委員の意識の高さに引きずられるように、少しずつ施策の意味するもの、予算との兼ね合い、理想と現実などについて考えさせられるようになってきました。

保育園や幼稚園の園児たち、その保護者、学童、そして中高生が地域の中でいかに「輝いて」生きることができるかが、問われていたと思います。中高生との生活が私自身の生活そのものであるにもかかわらず、地域という視点を忘れがちだった事を恥じることもしばしばでした。ヒアリングの中で、市役所の担当のかたがたが、予算や優先順位などの制約の中で国や都の施策とのバランスをとりながら、子どもたちにとってのよりよい環境を模索しておられるのがよくわかりました。策定に関わった2年間で、子どもたちが「自分らしく輝く」将来につながっていってくれればと思っています。今後は一市民として施策の実現を見守っていきたいと思います。

川上委員

現計画最終の2年間で乳幼児教育専門の立場から参画した。この間にも子ども達の家庭や社会環境の急速な変貌があり、計画が起案された当時から見れば、様々な対応や課題が拡大され、錯綜している時代になったと感じ、国立で育ちゆく子ども達のために、時相に怯まず、物心両面の環境を整え、努力を続けることは成人市民としての責務であると痛感した。

行政や施策を批判し、現象のみに振り廻され、その場凌ぎの対処や対策から、問題は好転しない。市民（子ども達も）としての意見や考えを反映させ、行政と共に「計画・実施・見直し」の地道な作業を積み重ねていくのみ、と再認識した。一方、限られた公費を子ども達に如何に「有効」かつ「平等」に（この査定が難しい!?) 分配してゆくかを細やかに情報収集と現況把握し、優先順位を見極める事、市内に潜在する人的物的財産（国立の街作りの礎となった一橋大学も含め）の活用やそのネットワーク作り等、まだまだ発掘できる「市の宝」も膨大にある。

地域で乳幼児～青少年期に至る養育及び教育の環境を整える努力によって社会の仕組みが構築されれば、国立で子どもを育てたいと望む市民による、国立ならではの、活気に満ちた街作りが実現するのは夢でない。

三上委員

この審議会には、私は地域の青少年育成会に関わっているということから加わりました。第一次も含めるとかなり長い期間の国立市の取り組みですが、なかなか期待するような結果が表れていないという印象です。

今回の審議会では多くの計画案が検討された中で、私の立場からは「子どもの居場所づくり」というテーマを中心に、プレイパーク、子どもによる公共施設の利用、校庭や校舎の開放、放課後の遊び場についてなどを考えてみました。

放課後キッズのように少しずつ進展しているものはありますが、全体としてみると今はまだ解決策がみえてこない状況です。なんとか、プレイパーク造りは実現したい事業なのですが。

市内でも多くの方が『子どもは地域の宝です』などと発言していますが、今回の審議会の中からの見聞では、国立市では子どもを大事に考えるという発想が見えてこない気がします。

子どものことは学校など教育機関に任せていればいいという考えから抜け出せない人が多いのです。地域でもみんな子どもを見守り子育てをするという考え方を持てば、国立市も自ら子どもへの対応や対策は変わってくるはずです。

子どもに関わる事業に対し、今日の都や市の厳しい財政状況ではハード面など豊かな予算は望めないことはわかりますが、考え方を变える、視点を変えることなどによるソフト面の変革はまだまだ出来ることがあると思います。

今井委員

自分自身は国立市で小学校からの子ども時代を過ごしてきましたが、今回、子ども総合計画審議会委員として改めて子どもを取り巻く環境について考えさせられました。私はこの審議会で、特に小学生から高校生までの「子どもの居場所」について考えました。

現在も居場所として、自然と触れ合うことのできる矢川や城山、谷保緑地、市内の施設としての児童館や図書館があります。小学生の行動範囲ではすべての居場所を利用することも少なく、また、どのような施設があるのかもわからないことを改めて審議会の中で知りました。また、中学生や高校生が市内の施設を子供たちだけでは利用できない現状についても知りました。このような現状を打開するために、市ホームページの整備や居場所としての「子どもホームページ」が施策として挙げられています。しかし残念ながら、子ども自身がインターネットを利用してホームページを閲覧するにはまだまだ課題が残っています。

子どもが国立市の中で健康に楽しく健やかに成長をするためには、子育てをする親へのサポート、そして子ども自身が積極的に色々なことにチャレンジできる環境づくりが必要であると感じました。今後の施策に期待いたします。

小原沢委員

市民委員の応募作文を書いたのが丁度今から2年ほど前。タイトルは「国立市の子ども施策に期待することについて」でした。次の3点を挙げ、2年間の審議会の中でも意識して掘り下げてきたつもりです。

第1に、主人公は「子ども」であること。第2に、何かをやってあげる、与える、ではなく、自ら子どもが、子どもの親が、これから子どもの親になる人々が、ここで子育てをして良かった、ここで子ども時代を過ごして良かった、と思えるものを目指すこと。

第3に、それを当事者だけでなく広く市民誰もが「参加し」楽しく責任を持って「創り上げ」ていけるシステムであること。

議論を重ね、現場の声を聞き、市民の声を聞き、見えてきたものは、とにかくネットワーク化が難しいということ。でも、人材は豊かだし、少しの工夫としかけて色々なことができる可能性も同時に感じています。

「計画」は5年間で遂行するには盛りだくさんの素晴らしいものができあがりました。委員の任期はここで終わりますが、5年、10年経ったとき、今の子どもたちが、子ども時代を振り返り、どんな感想を持ってくれるのか楽しみです。私自身も計画策定に携わった者として、子どもの成長を見守るように、計画の歩みを見守り続けたいと思います。

座長の森田先生をはじめ委員の皆様、担当各部署の皆様、2年間ご一緒できて、楽しくも充実した時間でした。

ありがとうございました。

松浦委員

この度、国立市子ども総合計画審議会委員に委嘱されてから早いものでこの報告書とともに終わりを迎えることになりました。はじめはこれからの5年間の計画を作成する上で、我々の調査や意見が反映され、それが大きく左右することに不安も多少ありましたが、今では様々な分野でご活躍されている方々と出会え、学ばせて頂いたことなど非常にやりがいある職務を頂けたことに感謝いたしております。

委員として今回、意識をさせて頂いたのは、「誰のため」の計画なのかということです。このような計画はどうしても企画者側である大人の都合や自己満足になってしまうことが多く、本当の意味での子ども達のニーズを汲み取りにくいものです。我々が子どもの頃は放課後にしても公園や施設利用にしても差ほど大人に干渉されず、自由に遊んでいた記憶がありますが、今はどこに行っても規制ばかりで、計画も大切ですがその辺りももう少し、信頼関係やモラル教育ができるような土壌を作って行かなくてはならないと感じました。

これからは市民の一人としてこの計画が具現化し、これから国を担えるような立派な子ども達がたくさん国立から排出していけるよう、心から願っております。

最後に前向きな委員の皆様と共に活動できた事に改めて感謝し、事務局として担当された子ども家庭部子育て支援課の皆様の健闘を称え報告と致します。

ありがとうございました。

古旗委員

「くにたちで育ってよかった」「くにたちで子育てしてよかった」そう思える街って？この2年弱の間、そんなことに思いを馳せながら市民委員として取り組ませていただきました。

施設で勤めていた経験から、子どもが幸せに育つということは、大人が安心して子育てができるということと切り離せないと感じていました。安心といっても様々な面がありますが、市民を守ってくれる制度や施策、ハード面があることは勿論大事ですが、それらが動くときに一人ひとりが体温を感じるような支援になるか、くにたちの掲げる「わたらしい育ち」「わたらしい子育て」を尊重し寄り添うものになるか、各施策の一人歩きではなく、そういった大切な理念を少しでも感じられるよう反映できたらと思いつきました。

また行政に押し付けるばかりでなく市民として何ができるか考える機会ともなり、妊婦が繋がるしゃべり場を企画する等個人的にも大変貴重な2年間となりました。「人は愛され案じられたところに心が帰っていく、そして帰るところのある人は強く生きることができる。」と言います。

大人が安心し、子どもが伸びやかに成長できる街を目指すことは、時間を超えて次世代のくにたちに豊かに繋がっていくことと信じています。

第五章 子どもと子育てをめぐる環境の現状

※本計画及び、国立市次世代育成支援対策行動計画（後期）の策定に当たりアンケート調査を実施しました。

このアンケート調査の報告書を2010年（平成22年）3月に発行していますのでご参照ください。

1. 統計データ

1. 人口、世帯について

各年1月1日(人)

	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年
人口数	73,476	73,626	73,740	74,174	74,253	74,403
世帯数	33,634	33,956	34,350	34,825	35,014	35,165
世帯あたり 平均人数	2.185	2.168	2.147	2.130	2.121	2.116

資料:市民課

2. 子ども人口の推移

各年1月1日(人)

	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年
0～4歳	2,978	2,879	2,727	2,708	2,720	2,753
5～9歳	3,340	3,267	3,202	3,172	3,076	3,012
10～14歳	3,380	3,442	3,465	3,436	3,414	3,376
15～19歳	3,439	3,404	3,473	3,399	3,387	3,521

資料:市民課

3. 年齢3区分人口

各年1月1日(人)

	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年
15歳未満	9,698	9,588	9,394	9,316	9,210	9,141
15～64歳	51,913	51,779	51,649	51,694	51,437	51,291
65歳以上	11,865	12,259	12,697	13,164	13,606	13,971

資料:市民課

4. 世帯の家族類型の推移

家族類型	一般世帯数					一般世帯人員				
	昭和60年	平成2年	7	12	17	昭和60年	平成2年	7	12	17
総数	24,004	25,329	28,191	32,026	33,195	64,072	63,827	65,990	71,483	71,619
親族世帯総数	16,335	16,495	17,256	19,035	19,066	56,340	54,969	54,948	58,325	57,299
核家族世帯	14,333	14,650	15,467	17,472	17,570	47,344	46,961	47,478	52,123	51,446
その他の親族世帯	2,002	1,845	1,789	1,563	1,496	8,996	8,008	7,470	6,202	5,853
非親族世帯	58	68	107	164	190	121	137	214	331	381
単身世帯	7,611	8,766	10,828	12,827	13,939	7,611	8,766	10,828	12,827	13,939

資料:国勢調査

5. 合計特殊出生率

(人)

	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年
東京都	1.00	1.02	1.05	1.09	1.12
国立市	0.96	1.04	1.06	1.13	1.14
市部	1.09	1.15	1.18	1.20	1.20
区部	0.95	0.98	1.01	1.04	1.06

資料:人口動態統計

6. 未婚率の推移

(%)

		男性			女性		
		平成7年	平成12年	平成17年	平成7年	平成12年	平成17年
15歳～19歳	国立市	99.3	99.6	99.8	99.6	99.5	99.5
	東京都	98.7	99.5	99.7	98.5	99.3	99.3
	全国	99.2	99.5	99.6	98.9	99.1	99.1
20歳～24歳	国立市	96.8	97.3	98.1	92.5	94.6	95.4
	東京都	95.0	96.5	96.6	90.6	93.0	93.4
	全国	92.6	92.9	93.4	86.4	87.9	88.7
25歳～29歳	国立市	75.5	79.0	82.5	56.4	62.2	70.2
	東京都	75.8	79.4	81.3	59.4	65.3	70.1
	全国	66.9	69.3	71.4	48.0	54.0	59.0
30歳～34歳	国立市	47.9	50.1	57.9	28.7	32.2	38.6
	東京都	48.2	54.1	57.7	30.8	37.6	42.9
	全国	37.3	42.9	47.1	19.7	26.6	32.0
35歳～39歳	国立市	30.3	27.2	29.5	15.3	16.5	20.7
	東京都	31.5	33.1	32.3	18.3	22.0	23.8
	全国	22.6	25.7	30.0	10.0	13.8	18.4

資料: 国勢調査

7. 労働力状態別人口(15歳以上)の推移

各年10月1日

区分	総数					男					女					
	昭和60年	平成2年	7	12	17	昭和60年	平成2年	7	12	17	昭和60年	平成2年	7	12	17	
総数	52,153	54,401	57,409	62,302	63,389	26,165	27,458	28,928	31,279	31,656	25,988	26,943	28,481	31,023	31,733	
労働力人口	総数	31,892	33,939	36,030	35,855	35,160	20,504	21,507	22,413	21,926	20,966	11,388	12,432	13,617	13,929	14,194
	総数	30,831	32,900	34,238	34,206	33,272	19,826	20,843	21,275	20,901	19,751	11,005	12,057	12,963	13,305	13,521
	主に仕事	25,516	27,606	28,471	28,583	26,872	19,012	19,849	20,169	19,799	18,435	6,504	7,757	8,302	8,784	8,437
	家事のほか仕事	4,155	3,881	4,154	4,002	4,495	72	106	172	229	307	4,083	3,775	3,982	3,773	4,188
	通学のかたわら仕事	908	1,073	1,256	1,112	1,280	587	676	725	595	680	321	397	531	517	600
	休業者	252	340	357	509	625	155	212	209	278	329	97	128	148	231	296
	完全失業者	1,061	1,039	1,792	1,649	1,888	678	664	1,138	1,025	1,215	383	375	654	624	673
非労働力人口	20,055	20,139	20,414	23,120	22,681	5,522	5,737	5,821	6,875	6,761	14,533	14,402	14,593	16,245	15,920	

注: 総数には労働力状態「不詳」が含まれる。

資料: 国勢調査

8. 保育所入所児童の推移(年間延人数) (人)

	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年
なかよし	1,256	1,256	1,254	1,238	1,265
矢川	1,142	1,122	1,132	1,085	1,109
西	1,105	1,037	1,039	1,096	1,089
東	1,231	1,263	1,258	1,256	1,202
北	602	586	594	571	626
春光	1,451	1,409	1,438	1,451	1,414
国立	953	904	899	882	916
和光	1,331	1,268	1,283	1,215	1,190
あいわ	1,240	1,241	1,254	1,234	1,190
向陽	1,323	1,277	1,243	1,250	1,253
国立あゆみ	1,094	1,105	1,114	1,146	1,144
管外	602	519	502	438	407
計	13,330	12,987	13,010	12,862	12,805

資料:児童課

9. 保育所入所待機児童数の推移 各年4月1日(人)

時 点	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年
待機児童数	20(38)	3(8)	7(17)	32(56)	37(95)
内0～2歳児	18(32)	3(7)	5(13)	29(50)	34(91)
内3～5歳児	2(6)	0(1)	2(4)	3(6)	3(4)

認可保育所の4月1日時点における入所待機(新定義)児童数
()内は旧定義の入所待機児童数

資料:児童課

10. 幼稚園数及び園児数 各年5月1日

年度	幼稚園数	園児数(人)			
		3歳児	4歳児	5歳児	総数
平成17年	9	423	505	489	1,417
平成18年	9	450	479	498	1,427
平成19年	9	389	491	478	1,358
平成20年	9	380	439	503	1,322
平成21年	9	358	422	443	1,223
平成22年	9	381	378	424	1,183

資料:東京都総務局統計部「学校基本調査報告」

11. 学童保育所在籍児童数の推移

各年5月1日(人)

	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年
小学生総数 (国・公・私立)	5,230	5,143	5,051	5,032	5,005	4,935
1年生	194	193	192	220	209	210
2年生	189	189	190	189	207	177
3年生	148	148	160	173	160	153
総数	531	530	542	582	576	540
対児童数比	10.2	10.3	10.7	11.6	11.5	10.9

資料:子育て支援課

12. 保育室及び家庭福祉員の状況

	保育室 (管外施設)	家庭福祉員	
	入所延人数	施設数	入所延人数
平成17年	11	-	-
平成18年	42	-	-
平成19年	8	-	-
平成20年	24	1	8
平成21年	48	2	33

資料:児童課

13. 認証保育所の状況

区分	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年
施設数	3	3	3	3	3
定員(人)	75	84	84	84	84
入所延人数	812	776	853	911	1054

資料:児童課

14. 一時保育事業の推移

各年4月から翌年3月(人)

延人数	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年
一日利用	1,403	1,363	1,712	1,831	2,226
半日利用	392	363	732	833	632
計	1,795	1,726	2,444	2,664	2,858

国立あゆみ保育園、北保育園(H19年度～)で実施

資料:子育て支援課

15. 病後児保育の状況

区分	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年
施設数	1	1	1	1	1
施設利用 延人数	339	372	407	422	659

資料:児童課

16. ファミリーサポートセンターの実施状況

区分	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年
支援会員(人)	90	104	130	135	146
利用会員(人)	260	386	501	588	680
両方会員(人)	4	8	10	13	14
活動件数	1,187	2,766	3,773	3,656	2,733

資料:子育て支援課

17. 児童扶養手当支給人数

(人)

	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年
人数	414	420	418	399	418

資料:児童課

18. 子育て支援基盤整備の状況

	子ども家庭支援センター		児童館	
	施設数	延利用者数	施設数	延利用者数
平成17年	1	9,739	3	103,561
平成18年	1	7,998	3	113,981
平成19年	1	10,557	3	81,900
平成20年	1	10,230	3	66,087
平成21年	1	9,135	3	57,249

資料:子育て支援課

19. 子ども家庭支援センターにおける相談件数

(件)

	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年
相談件数	528	597	323	364	246

相談内容 養護相談、保健相談、障害相談、非行相談、育成相談等

資料:子育て支援課

20. 市立小学校児童数、中学校生徒数および学級数の推移 各年5月1日

	小学校		中学校	
	児童数	学級数	生徒数	学級数
平成17年	3,637	120	1,466	44
平成18年	3,564	118	1,499	46
平成19年	3,473	116	1,510	45
平成20年	3,445	114	1,523	45
平成21年	3,427	114	1,476	43

資料:東京都総務局統計部「学校基本調査報告」

21. 市立小学校・中学校不登校児童・生徒数 (人)

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
人数	57	83	66	53	66
適応指導教室 入級児童・生徒 数	10	16	21	26	21

資料: 学校指導課

22. 教育相談室における相談件数 (件)

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
相談件数	148	124	170	239	170
相談延回数	736	916	1,371	1,766	1,371

相談内容 不登校、情緒不安定、性格行動、発達、学校生活等

資料: 学校指導課

23. 市立小・中学校児童・生徒特別支援教育措置数 (人)

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
市立小・中学校 児童・生徒数	5,103	5,063	4,868	4,903	4,746
人数	40	39	93	44	42

資料: 学校指導課

24. 通訳派遣における必要者と派遣者の推移 (人)

	平成19年度	平成20年度	平成21年度
児童・生徒数	10	12	11
派遣者	12	14	10
幼児(保育園)		4	4
派遣者		3	3

資料: 学校指導課
児童課

25. 放課後子ども教室の実施状況



区分	参加児童数(延)	実施日数	実施校
平成17年	6,315	73	2
平成18年	9,427	105	3
平成19年	9,019	108	3
平成20年	31,136	257	4
平成21年	36,860	454	8

平成19年まで子育て支援課で実施
平成20年から生涯学習課で実施

資料: 子育て支援課
: 生涯学習課


第六章 子どもの権利条約

1. 子どもの権利条約(日本ユニセフ協会抄訳)

<p>第1条 子どもの定義</p> <p>18歳になっていない人を子どもとします。</p> 	<p>第2条 差別の禁止</p> <p>すべての子どもは、みんな平等にこの条約にある権利をもっています。子どもは、国のちがいや、男か女か、どのようなことばを使うか、どんな宗教を信じているか、どんな意見をもっているか、心やからだに障害があるかないか、お金持ちであるかないか、などによって差別されません。</p> 
<p>第3条 子どもにとってもっともよいことを</p> <p>子どもに関係のあることを行うときには、子どもにもっともよいことは何かを第一に考えなければなりません。</p> 	<p>第4条 国の義務</p> <p>国は、この条約に書かれた権利を守るために、できるかぎりのことをしなければなりません。</p> 
<p>第5条 親の指導を尊重</p> <p>親(保護者)は、子どもの心やからだの発達に応じて、適切な指導をしなければなりません。国は、親の指導する権利を大切にしなければなりません。</p> 	<p>第6条 生きる権利・育つ権利</p> <p>すべての子どもは、生きる権利をもっています。国はその権利を守るために、できるかぎりのことをしなければなりません。</p> 
<p>第7条 名前・国籍をもつ権利</p> <p>子どもは、生まれたらすぐに登録(出生届など)されなければなりません。子どもは、名前や国籍をもち、親を知り、親に育ててもらふ権利をもっています。</p> 	<p>第8条 名前・国籍・家族関係を守る</p> <p>国は、子どもの名前や国籍、家族の関係がむやみにうばわれることのないように守らなくてはなりません。もし、これがうばわれたときには、国はすぐにそれを元どおりにしなければなりません。</p> 
<p>第9条 親と引き離されない権利</p> <p>子どもは、親といっしょにくらす権利をもっています。ただし、それが子どもにとってよくない場合は、はなれてくらすことも認められます。はなれてくらすときにも、会ったり連絡したりすることができます。</p> 	<p>第10条 他の国にいる親と会える権利</p> <p>国は、はなればなれになっている家族がお互いが会いたい、もう一度いっしょにくらしたい、と思うときには、できるだけ早く国を出たり入ったりすることができるよう扱わなければなりません。親がちがう国に住んでいても、子どもはいつでも親と連絡をとることができます。</p> 


第11条
よその国に連れさられない権利

国は、子どもがむりやり国の外へ連れ出されたり、自分の国にもどれなくなったりしないようにしなければなりません。




第12条
意見を表す権利

子どもは、自分に関係のあることについて自由に自分の意見を表す権利をもっています。その意見は、子どもの発達に応じて、じゅうぶん考慮されなければなりません。




第13条
表現の自由

子どもは、自由な方法でいろいろな情報や考えを伝える権利、知る権利をもっています。ただし、ほかの人に迷惑をかけてはなりません。




第14条
思想・良心・宗教の自由

子どもは、思想・良心および宗教の自由についての権利を尊重されます。親(保護者)は、このことについて、子どもの発達に応じた指導をする権利および義務をもっています。



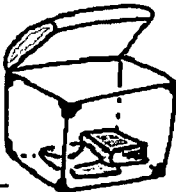
第15条
結社・集会の自由

子どもは、ほかの人びと自由に集まって会をつくったり、参加したりすることができます。ただし、安全を守り、きまりに反しないなど、ほかの人に迷惑をかけてはなりません。




第16条
プライバシー・名誉は守られる

子どもは、自分のこと、家族のくらし、住んでいるところ、電話や手紙など、人に知られたいくときは、それを守ることができます。また、他人からほこりを傷つけられない権利があります。




第17条
適切な情報の入手

子どもは、自分の成長に役立つ多くの情報を手に入れることができます。国は、マスメディア(本・新聞・テレビなど)が、子どものためになる情報を多く提供するようにすすめ、子どもによくない情報から子どもを守らなければなりません。




第18条
子どもの養育はまず親に責任

子どもを育てる責任は、まずその父母にあります。国はその手助けをします。




第19条
虐待・放任からの保護








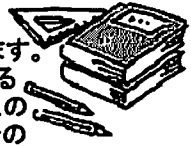


親(保護者)が子どもを育てている間、どんなかたちであれ、子どもが暴力をふるわれたり、むごい扱いなどを受けたりすることがないように、国は子どもを守らなければなりません。



第20条
家庭を奪われた子どもの保護

子どもは、家族といっしょにくらせなくなったときや、家族からはなれた方がその子どもにとってよいときには、かわりの保護者や家庭を用意してもらうなど、国から守ってもらうことができます。



<p>第21条 養子縁組</p> <p>子どもを養子にする場合には、その子どもにとって、もっともよいことを考え、その子どもや新しい父母のことをしっかり調べたうえで、国や公の機関だけがそれを認めることができます。</p> 	<p>第22条 難民の子ども</p> <p>ちがう宗教を信じているため、自分の国の政府と違う考え方をしているため、また、戦争や災害がおこったために、よその国にのがれた子ども(難民の子ども)は、その国で守られ、援助を受けることができます。</p> 
<p>第23条 障害のある子ども</p> <p>心やからだに障害があっても、その子どもの個性やほこりが傷つけられてはなりません。国は障害のある子どもも充実してらせるように、教育やトレーニング、保健サービスなどが受けられるようにしなければなりません。</p> 	<p>第24条 健康・医療への権利</p> <p>国は、子どもがいつも健康でいられるように、できるかぎりのことをしなければなりません。子どもは、病気になったときや、けがをしたときには、治療を受けることができます。</p> 
<p>第25条 病院などの施設に入っている子ども</p> <p>子どもは、心やからだの健康をとりもどすために病院などに入っているときに、その治療やそこでの扱いがその子どもにとってよいものであるかどうかを定期的に調べてもらうことができます。</p> 	<p>第26条 社会保障を受ける権利</p> <p>子どもやその家族が生活していくのにじゅうぶんなお金がないときには、国がお金をはらうなどして、くらしを手助けしなければなりません。</p> 
<p>第27条 生活水準の確保</p> <p>子どもは、心やからだのすこやかな成長に必要な生活を送る権利をもっています。親(保護者)はそのための第一の責任者ですが、親の力だけで子どものくらしが守れないときは、国も協力します。</p> 	<p>第28条 教育を受ける権利</p> <p>子どもには教育を受ける権利があります。国はすべての子どもが小学校に行けるようにしなければなりません。さらに上の学校に進みたいときには、みんなにそのチャンスが与えられなければなりません。学校のきまりは、人はだれでも人間として大切にされるといふ考え方からはずれるものであってはなりません。</p> 
<p>第29条 教育の目的</p> <p>教育は、子どもが自分のもっているよいところをどんどんのばしていくためのものです。教育によって、子どもが自分も他の人もみんな同じように大切にされるということや、みんなとなかよくすること、みんなの生きている地球の自然の大切さなどを学べるようにしなければなりません。</p> 	<p>第30条 少数民族・先住民の子ども</p> <p>少数民族の子どもや、もともとその土地に住んでいる人びとの子どもが、その民族の文化や宗教、ことばをもつ権利を、大切にしなければなりません。</p> 

第31条
休み、遊ぶ権利



子どもは、休んだり、遊んだり、文化・芸術活動に参加する権利があります。

第32条
経済的搾取・有害な労働からの保護



子どもは、むりやり働かされたり、そのために教育を受けられなくなったり、心やからだによくない仕事をさせられたりしないように守られる権利があります。

第33条
麻薬・覚せい剤などからの保護



国は、子どもが麻薬や覚せい剤などを売ったり買ったり、使ったりすることにまきこまれないように守られなければなりません。

第34条
性的搾取からの保護



国は、子どもがポルノや売買春などに利用されたり、性的な暴力を受けたりすることのないように守られなければなりません。

第35条
ゆうかい・売買からの保護



国は、子どもがゆうかいされたり、売り買いされたりすることのないように守られなければなりません。

第36条
あらゆる搾取からの保護



国は、どんなかたちでも、子どもの幸せをうばって利益を得るようなことから子どもを守らなければなりません。

第37条
ごうもん・死刑の禁止



どんな子どもに対しても、ごうもんやむごい扱いをしてはなりません。また、子どもを死刑にしたり、死ぬまで刑務所に入れたりすることは許されません。もし、罪を犯してたいほされても、人間らしく年れいにあった扱いを受ける権利があります。

第38条
戦争からの保護



国は、15歳にならない子どもを兵士として戦場に連れていってはなりません。また、戦争にまきこまれた子どもを守るために、できることはすべてしなければなりません。

第39条
犠牲になった子どもを守る



子どもがほうっておかれたり、むごいうちを受けたり、戦争にまきこまれたりしたら、国はそういう子どもの心やからだの傷をなおし、社会にもどれるようにしなければなりません。

第40条
子どもに関する司法



国は、罪を犯したとされた子どもが、人間の大切さを学び、社会にもどったとき自分自身の役割をしっかり果たせるようになることを考えて、扱われなければなりません。

自分らしく輝いて
～第二次 国立市子ども総合計画～

2011年(平成23年)3月発行

発行 国立市
編集 国立市子ども家庭部子育て支援課
〒186-8501 東京都国立市富士見台2丁目47番地の1
電話 042-576-2111 (代)
FAX 042-576-0264
Eメール sec_kosodateshien@city.kunitachi.tokyo.jp